

過疎地域持続的発展計画書

(令和8 (2026) 年度～令和12 (2030) 年度)

鹿児島県西之表市

目次

1	基本的な事項	1
(1)	西之表市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	6
(3)	行財政の状況	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	11
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	13
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7)	計画期間	14
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	14
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
(1)	移住・定住の促進	15
(2)	地域間交流の促進	15
(3)	担い手となる人材育成	16
(4)	計画	17
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	18
3	産業の振興	19
(1)	農業	19
(2)	林業	21
(3)	水産業	22
(4)	商業	23
(5)	工業	25
(6)	観光	25
(7)	雇用環境	27
(8)	港湾	28
(9)	計画	28
(10)	産業振興促進事項	32
(11)	公共施設等総合管理計画との整合	32
4	地域における情報化	33
(1)	地域の情報化	33
(2)	計画	33
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	33
5	交通施設の整備、交通手段の確保	34
(1)	交通施設の整備	34
(2)	交通手段の確保	34
(3)	計画	35
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	36
6	生活環境の整備	37
(1)	水道の整備	37

(2) 下水路及び下水道整備	37
(3) 環境衛生対策	38
(4) 住環境の整備	39
(5) 防災	40
(6) 住宅環境整備	41
(7) 都市公園	42
(8) 計画	42
(9) 公共施設等総合管理計画との整合	43
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	44
(1) 子ども・子育て支援の充実	44
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進	44
(3) 地域福祉の充実	45
(4) 計画	46
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	47
8 医療の確保	48
(1) 健康づくりの推進	48
(2) 医療及び医療保険体制の充実	48
(3) 周産期医療体制及び環境の充実	49
9 教育の振興	51
(1) 学校教育の充実	51
(2) 社会教育の充実	52
(3) 社会体育の充実	53
(4) 計画	54
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	55
10 集落の整備	56
(1) 集落の整備	56
(2) 計画	57
11 地域文化の振興等	58
(1) 芸術文化・文化財保護の充実	58
(2) 計画	59
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	59
12 再生可能エネルギーの利用の推進	60
(1) 再生可能エネルギー	60
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	61
(1) 広域連携等による地域活力の向上	61
(2) 市民活力の醸成	61
添付資料	63

1 基本的な事項

(1) 西之表市の概況

ア 本市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

九州本土の最南端、鹿児島県佐多岬から南東方向約40km、鹿児島市から115kmの洋上に位置する種子島は、周囲約165km、面積452.45km²、最大幅約12kmで北北東から南南西に細長く伸び、最高地点は282mと平坦で、隣の屋久島とは対照的な島です。気温は、四季を通して温暖で、夏は南よりの風、冬は北西の季節風が幾分強いですが、平均気温21.1℃の亜熱帯性の気候に恵まれた緑豊かで、美しい海に囲まれた島であり、台風の常襲地帯に位置しています。

西之表市は種子島の北部に位置し、本土に最も近い海の玄関口として人流と物流の拠点となっています。従来のフェリーに加え、ジェットフォイルの就航による所要時間の短縮で航路も改善され、島の豊かな自然に加え、宇宙センターや鉄砲伝来の島としてのブランドイメージも確立され、観光面での大きな可能性を持っています。

面積は、205.57km²（馬毛島を含む。）で、種子島の総面積の約45%を占めており、南北の長さは25.2km、東西の幅は8.2km、周囲は63.0kmであり、東、西、北の3面は海に面し、南は中種子町と接しています。

(イ) 歴史的条件

西之表市は、その昔「赤尾木」と呼ばれ島主種子島氏の府元として栄えました。明治22（1889）年に北種子村、大正15（1926）年に西之表町となり、昭和33（1958）年10月に市制を施行し、西之表市と称するようになりました。以来、国・県の出先機関の多くが西之表市に集まり、種子島における行政・経済・文化の中心地として発展してきました。

天文12（1543）年、一隻の漂着船によってもたらされた鉄砲は、ここ「赤尾木」の鍛冶職人の手によって国産化され、近世日本の扉を開けることとなります。この鍛冶技術は現在にも引き継がれ、種子鋏や種子包丁として高い評価を受ける工芸品を生み出しました。そのほか、明治18（1885）年にアメリカ船カシミア号の船員らを救助した事件など、当時はまだまだ閉鎖的な日本にあって、島民の温かな心や懐の広さを感じることができます。

また、元禄11（1698）年に琉球王から送られた「からいも」の栽培に初めて成功したのもこの地であり、京都からは、その後独特の能野焼の技法を生み出すこととなる古備前焼の技法が伝えられました。

このように、種子島は古くから日本本土と琉球・中国・東南アジア・インド・西欧等と海の道で結ばれ、交易の接点として重要な役割を果たしてきました。

(ウ) 社会的条件

本市の人口は、これまで昭和34（1959）年の33,593人をピークに顕著な減少をたどってきました。離島であることから、就学・就業場所が限定され、高校卒業と同時に島外への人口流出が多くみられ、20歳前後の人口が極端に減少しており、多くの産業において担い手不足などが課題となっています。

また、市内においても、市街地を有する西海岸に人口が集中する傾向にあり、東海岸と

の人口差が大きくなってきています。特に若い世代の市街地への集中が進み、住み慣れた地域を離れたくない、あるいは、離れることができない高齢者が地域に残ることで、地域の消滅が現実となってきています。特に、中学校は平成 21（2009）年度に市内 1 校に統合され、今後は、文部科学省によって平成 27（2015）年 1 月に策定された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、本市の実情にあわせた小学校の在り方についても検討が必要です。人口減少、偏在問題に向き合い、いかに地域力を維持していくか、地域住民とともに検討、対応していくことが求められます。

（エ）経済的条件

本市は、亜熱帯性の温暖な気候と、比較的広い耕地に恵まれているため、農業が地域の産業の中核となっており、就業人口の 22.8%が第一次産業従事者です。ここ数年はさとうきびの生産量、生産面積及び生産額が伸びてきていますが、一方でサツマイモ基腐病の影響等により全国的に評価の高い安納いもや原料用さつまいもの生産量が減少しており、就業者の高齢化や後継者の不足などとともに、大きな課題となっています。

また、商工業においては、輸入コストの上昇からなる物価高騰の影響、担い手不足の問題に加え、通信販売や交通体系の整備の進展による域外商圏との競合、さらに、大規模小売店の進出による競合等、厳しい状況が続いています。商店街の魅力向上や経済力の増強、島民や観光客などの様々な消費者ニーズへの対応など、自立性と創造力、連帯感を基本にした経営の近代化や意識の変化が求められます。

第二次産業については、建設業と製造業が主であり、建設業は近年公共事業の受注が増加していますが、生産年齢人口の減少により人手が不足している状況となっています。

第三次産業については、第一次・第二次産業の就業者が減少する中で横ばいの傾向にあります。宿泊・飲食サービス業では生産額の増加がみられますが、他の産業と同様に人手不足が課題となっています。

（参考）市民所得の推移

（単位：千円）

	平成 17 (2005) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和 3 (2021) 年度
市民所得	37,679,410	33,715,334	35,159,307	36,984,800	35,948,596
1人当たり市民所得	2,071	1,967	2,202	2,427	2,477

イ 本市における過疎の状況

（ア）人口等の動向

本市の人口は、市制施行当初の 33,593 人（昭和 34（1959）年）をピークに現在まで減少傾向が続いており、令和 7（2025）年 3 月 31 日現在 13,754 人とピーク時の約半数以下に減少しています。世帯数も平成 15（2003）年をピークに減少に転じており、核家族化や高齢者の単独世帯の増加等により、1 世帯当たりの人員も減少が続いています。

平成元（1989）年以降の人口動態を見ると、社会動態は令和 4 年まで転出が転入を上回る社会減少の状態が続いていましたが、令和 5 年に初めて転入が転出を上回る社会増の状態となりました。しかしながら、出生数の減少、死亡数の増加により自然減少の幅は大き

くなっています。

人口の年齢構成をみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の減少、老年人口（65 歳以上）の増加傾向が続いており、令和 2（2020）年国勢調査の年齢別構成比は年少人口が 12.4%、生産年齢人口が 49.5%、老年人口が 38.1%と高齢化率が 4 割近くまで上昇しています。今後も高齢化率は上昇することが見込まれ、年齢構成の不均衡とともに急速な人口減少が懸念されます。

年	令和 2 (2020)年	令和 7 (2025)年	令和 12 (2030)年	令和 17 (2035)年	令和 22 (2040)年
総人口	14,708	13,663	12,713	11,978	11,354
0-14 歳 (構成比)	1,820 12.4%	1,512 11.1%	1,273 10.0%	1,175 9.8%	1,194 10.5%
15-64 歳 (構成比)	7,287 49.5%	6,615 48.4%	6,132 48.2%	5,797 48.4%	5,385 47.4%
65 歳以上 (構成比)	5,601 38.1%	5,537 40.5%	5,308 41.8%	5,007 41.8%	4,775 42.1%

※ 令和 6（2024）年コーホート法による推計（人口ビジョン策定時）

令和 7（2025）年度以降は推計

（イ）これまでの対策

本市はこれまで、産業の生産性を高めるため、生産、加工、流通等の体系化を促進するとともに、熊毛地域における政治、経済、教育文化、医療、交通等の都市機能を集積した中心都市を目指しながら、過疎からの脱却を図るため、次のような施策を講じてきました。

産業の振興については、土地改良事業や農業構造改善事業等の導入により、基盤整備や各種施設整備を進めてきました。漁業関係基盤施設については、各港湾・漁港が年次的に整備される一方、水産物加工施設や漁船用巻上施設、給油タンク等の整備がなされていません。林業においても高性能機械の導入及び施業の集約化による森林整備を進めています。

交通通信体系の整備については、国道、主要地方道、県道、市道等その役割に応じて年次的な整備が進められています。整備状況は舗装率で国道が 100%、県道が 100%、市道が 97.8%（令和 4 年 3 月 31 日現在）となっています。農道についても整備が進められ、各集落の実情を踏まえながら、基幹農道、畑地帯総合整備、中山間地域総合整備等の事業が取り組まれています。

生活環境の整備では、平成 23（2011）年に市内全域に整備した光ファイバー網の安定的な維持管理を行っています。令和 6（2023）年 3 月末時点での加入数は 3,498 件となっており、全世帯に占める割合は 44.9%となっています。また、平成 30（2018）年には市内 35 か所に公衆無線 LAN を整備し、防災や観光等の情報伝達を行っています。

さらに、市民の文化や福祉の向上に資する市民会館の大規模改修を実施し、文化面のみならず、防災拠点施設として、災害時避難所や災害用備品・物品の備蓄場所等として活用されています。加えて、中種子町とともに整備を行った可燃物処理施設や老朽化が進んで

いたし尿処理施設の整備、種子島の出産を一手に担っている産婦人科医院の建て替えなど、生活に欠かすことのできない大きな基盤について着実に整備を進めてきました。

(ウ) 現在の課題と今後の見通し

① 地域産業を取り巻く環境や条件の変化への対応

本市の基幹産業である第一次産業は、就業者の減少や高齢化、後継者不足等、将来に対する多くの不安を抱えています。また、商工業においては、多様化する消費者ニーズに応えるため、新しい経営のあり方が求められています。これらを打開するためには、自然条件や立地条件に加え、歴史、文化、人などあらゆる地域資源を軸とした新たな産業の創出が必要です。加えて、安全・安心・素朴さ・美しさ・本物性・希少性といった付加価値を生み出す「ものづくり」、そしてその原動力となる地域のリーダー等の「ひとづくり」が求められます。

さらに、地域産業の振興を考えると、交通通信体系の整備も重要課題になります。高速船や大型貨物フェリーの就航等で利便性は改善されつつありますが、離島というハンディは依然として大きく、意図的に「ひと」や「もの」の動きを創出することで地域産業の発展につなげる取組が必要となります。

また、多くの離島がそうであるように、本市も過疎に悩む地方の中のさらなる過疎地域という「二重過疎」の現状の中で、地域産業の担い手となる「人」を育てるためには、人口の流出を防ぎ、交流から定住へとつなげる可能性を広げることが重要です。そのためにも、交通通信体系の一層の整備充実が急がれます。

さらに、エネルギーの視点から本市の地域産業を見ていくと、その多くが島外からの石油等の化石燃料に依存しており、資金が島外へ流出する構造となっています。本市の自然資本のポテンシャルを最大限に活かし、持続可能な社会づくりに取り組むことが求められています。

② 人口構造の変化と環境問題への取り組み

本市の人口は、転出入による社会動態は改善傾向にあるものの、自然動態においては減少の一途をたどり、急速に少子高齢化が進んでいます。特に 20 歳前後の若年層の流出が顕著であり、流出の歯止めは今後の本市の生き残りに影響を与える大きな課題となります。

全国でも 2008 年から人口減少が始まっており、本市のみの問題ではなくなっていますが、全国に先駆けて進展する人口の減少や高齢化の進行が及ぼす影響は大きく、労働力の減少、医療・介護負担の増加等、地域社会の維持や経済活動の縮小など大きな課題となっています。特に、高齢者福祉対策は重要な課題であり、高齢者の生きがいづくりや社会参加の環境づくりは豊かな長寿社会を創る必須条件となります。一方で、子育て世代への環境整備にも取り組み、この自然豊かな本市で子どもを産み、育て続ける環境が必要です。さらに、若年層の流出対策として、高等学校の魅力化支援や、高等教育機関との連携による活性化策を模索していくことも重要です。

これまで効率性や利便性、機能性を重視してつくられてきた生活環境は、確かにモノの豊かさと快適な暮らしを与えてはくれましたが、その代償として様々な環境問題を生

み出し、温暖化の進展による海水面の上昇や自然災害の発生等は、本市の産業や防災面等に大きな影響を与え始めています。幸い本市には大都市では失われてしまった豊かな自然がまだ残されていますが、先人から譲り受けたこの豊かな自然を次の世代の人々に残していくために、環境問題への理解を深め、地域産業と連携した本市の地域資源を生かした持続可能な社会づくりに取り組むことが求められます。

③ 情報化・国際化への対応と市民参加の仕組みづくり

スマートフォンの急速な普及をはじめとする情報通信技術の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、社会全体におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）が加速したことにより、行政サービスを含む各種サービスの提供形態や国民の生活様式等に大きな変化が生じています。

AIやデジタルなどの新技術を活用して地域の課題解決や魅力向上に資する取組を進めていくことや地理的な制約、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、だれもがどこでも不自由なく働き、安心して生活することのできる社会の実現が求められています。

また、市民生活や経済活動が広域にわたり、多種多様化が進展する中で、行政ニーズも行政のみでは解決できない問題が増えてきています。今後はこうした広域にわたるニーズや多様化、高度化するニーズに適切に対応していくため、地域間やさまざまな主体との連携を強化していく必要があります。

持続可能なまちづくりを進めるためには、住民の地域に対する愛着や誇り、さらにはまちづくりへの参加意欲を生み出していくことが必要です。住民の意欲を高めるためにも、行政主導によるまちづくりではなく、行政と市民がともに創り上げる「共創」の関係を築きながら、まちづくりを進めていくことが求められます。その中で、地域を担う人材の育成と、住民の声に真摯に向き合える行政側の人材育成を進めていく必要があります。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた本市の社会経済的発展の方向の概要

（ア）産業構造の変化

令和2（2020）年国勢調査によると、就業人口の構成は第一次産業が22.8%（平成27（2015）年26.4%）、第二次産業は10.8%（同11.8%）、第三次産業が66.3%（同61.6%）となっており、第一次、第二次産業は減少が続き、第三次産業は増加が続いています。

（イ）地域の発展の方向

本市は、これまで亜熱帯性の自然条件のもとで、第一次産業を機軸に生活、生産活動を展開してきましたが、外海の離島にあることなどによる不利な立地条件等から過疎化が進行し、地域の生活、生産活動の停滞がみられます。

今後、過疎化、高齢化の進展による地域社会の活力の低下が憂慮されている中で、本市が熊毛地域の中核都市として活力を保持し発展するためには、種子島の歴史や地理的条件を背景に人・物・情報の動きを創ることによる活性化を基本的な考え方として、地域力の維持・充実に力を注ぎ、本市のもつ自然資本ポテンシャルを生かした自律的で持続可能な

社会を創生し、外乱からの耐性を構築することが必要です。

このため、本市（種子島）の地域資源を生かした振興を図りつつ、重要港湾西之表港の整備、ジェット機就航推進等、基幹交通体系の整備を図る必要があります。一方で、基幹道路や生活道路網の整備は一定整備されてきていますが、老朽化等の進行も見られることから、補修等を進めつつ、防災対策として避難道路の整備等も進めていきます。

また、過疎化の進行に歯止めをかけ、高齢化する人口構造を変換するため、さらには地域振興のため、「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」、「本市への新しいひとの流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる」、「ひとが集う、安心して暮らすことのできる魅力的な地域をつくる」を重点推進項目とし、地域の発展に努めていきます。

（２）人口及び産業の推移と動向

人口の推移については、昭和34年の33,593人をピークにその後減少に転じています。特に高齢者比率については、昭和35（1960）年の5.7%が令和2（2020）年には38.1%となっており、人口減少にある中、65歳以上人口及びその割合は増え続けています。年少人口及び生産年齢人口の減少傾向には歯止めがかからず、今後も同様の傾向が続き、その後は高齢者も減少する急激な人口減少が予測されます。

産業の推移については、産業別就業人口比率でみると、第一次産業、第二次産業から第三次産業への従業者の構造転換が窺えます。

今後の産業の動向については、持続可能な社会の構築を目指すためには、本市の基幹産業である第一次産業を重点強化し、産業成長のための柱とすることが現実的です。また、第二次、第三次産業は、経済動向に左右されやすいと推測されますが、第一次産業との連携及び外乱に耐性をつける施策を講じることでその影響を受けにくい、その時代に即した産業の成長を促進する必要があります。

農業については、令和2（2020）年現在、776経営体のうち約5割が1.5ha未満の比較的小規模な経営体であり、生産物はさとうきびとさつまいもが主となっています。

森林資源は豊富に有するものの就業者が増加せず、素材生産量も伸び悩んでいます。島外からの木材需要（原木）は増えつつありますが、海上輸送コストの負担が大きく、継続した支援が必要です。

水産については、漁業経営体は令和5（2023）年現在150経営体であり、そのうち専業は27経営体と減少の一途をたどるとともに、水揚げ高も減少しています。キビナゴ漁とトビウオ漁が盛んです。

商業については、商店数が年々減少してきており、令和3（2021）年経済センサスでは、200店舗、年間商品販売額は約206億円となっています。

工業については、令和5（2023）年工業統計では、事業所数23か所、従業員数239人、出荷額約25億円となっています。

市内総生産をみると、令和3（2021）年度466億円で対前年度1.9%の増加となりました。林業や金融・保険業が対前年度10%以上の増加をしていますが、市内総生産の約8割を第三次産業が占めています。1人当たりの市民所得は約248万円で全国・県平均を下回り、所得向上に向けた取組は必至です。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 23,537	人 20,952	% △11.0	人 18,198	% △13.1	人 15,967	% △12.3	人 14,708	% △7.9	
0歳～14歳	6,038	4,442	△26.4	2,740	△38.3	2,116	△22.8	1,820	△14.0	
15歳～64歳	14,743	12,997	△11.8	10,230	△21.3	8,382	△18.1	7,287	△13.1	
うち 15歳～ 29歳(a)	4,142	2,747	△33.7	2,042	△25.7	1,390	△31.9	1,203	△13.5	
65歳以上 (b)	2,756	3,513	27.5	5,227	48.8	5,465	4.6	5,601	2.5	
(a)/総数 若年者比率	% 17.6	% 13.1	—	% 11.2	—	% 8.7	—	% 8.2	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 11.7	% 16.8	—	% 28.7	—	% 34.2	—	% 38.1	—	

※総数には年齢不詳を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

表 1-1(2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12 (2000) 年3月31日		平成17 (2005) 年3月31日			平成22 (2010) 年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 18,800	—	人 18,252	—	% △2.9	人 16,732	—	% △8.3
男	8,904	% 47.4	8,612	% 47.2	△3.3	7,882	% 47.1	△8.5
女	9,896	% 52.6	9,640	% 52.8	△2.6	8,850	% 52.9	△8.2

区 分	平成27 (2015) 年3月31日			令和3 (2021) 年3月31日			令和7 (2025) 年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 16,027	—	% △4.2	人 14,546	—	% △9.2	人 13,616	—	% △6.4	
男 (外国人住民除く)	7,575	% 47.3	△3.9	6,940	% 47.7	△8.4	6,636	% 48.7	△4.4	
女 (外国人住民除く)	8,452	% 52.7	△4.5	7,606	% 52.3	△10.0	6,980	% 51.3	△8.2	
参 考	男 (外国人住民)	11	18.6	—	29	37.2	163.6	86	62.3	196.6
	女 (外国人住民)	48	81.4	—	49	62.8	2.1	52	37.7	6.1

表 1-1(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35 (1960) 年		昭和40 (1965) 年		昭和45 (1970) 年		昭和50 (1975) 年		昭和55 (1980) 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,882	% △12.9	人 12,955	% △5.9	人 12,195	% △2.6	人 11,874	% △4.5	人 11,334	% △4.5
第一次産業 就業人口比率	% 68.9	—	% 59.6	—	% 54.8	—	% 47.9	—	% 42.9	—
第二次産業 就業人口比率	% 7.8	—	% 10.4	—	% 8.9	—	% 11.7	—	% 14.3	—
第三次産業 就業人口比率	% 23.3	—	% 30.0	—	% 36.3	—	% 40.4	—	% 42.8	—

区 分	昭和60 (1985) 年		平成2 (1990) 年		平成7 (1995) 年		平成12 (2000) 年		平成17 (2005) 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,040	% △4.5	人 10,140	% △8.2	人 9,991	% △1.5	人 9,657	% △3.3	人 9,240	% △4.3
第一次産業 就業人口比率	% 41.5	—	% 36.2	—	% 32.1	—	% 28.0	—	% 27.7	—
第二次産業 就業人口比率	% 14.3	—	% 15.5	—	% 15.5	—	% 15.8	—	% 15.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 44.2	—	% 48.3	—	% 52.4	—	% 56.2	—	% 57.3	—

区 分	平成22 (2010) 年		平成27 (2015) 年		令和2 (2020) 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,648	% △6.4	人 8,318	% △3.8	人 7,928	% △4.7
第一次産業 就業人口比率	% 28.2	—	% 26.4	—	% 22.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 12.1	—	% 11.8	—	% 10.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 59.1	—	% 61.6	—	% 66.3	—
分類不能	% 0.6	—	% 0.2	—	% 0.1	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

地方分権が進展する一方で、国・地方ともに厳しい財政運営を迫られ、本市においても、財政再建に重点を置いた市政運営を行い、行財政改革への取組と増加する行政需要への対応を両立させるため、市民と行政一体となって、住民生活の充実に取り組みつつ、これまで多くの難局を乗り越えてきました。第6次長期振興計画の後期（R4～R7）においては、行政評価の手法を活用の上、毎年財政計画との整合性を図りながら、課題解決のための施策を計画的かつ効率的に進めていますが、市民アンケート調査によると、「農業の振興」、「水産業の振興」、「商工業の振興」などに対して、依然として満足度が低い結果となっています。第7次長期振興計画の前期（R8～R11）においても、住民ニーズをしっかりと把握しながら、計画に即した健全な行政運営を進めていくことが必要です。

本市の課、係の配置状況は、令和7（2025）年4月1日現在で21課59係であり、総職員数は202人となっており、平成29（2017）年度に策定した定員適正化計画では令和7（2025）年度末の職員数を208人としていましたが、6人の減となっています。引き続き、長期振興計画に掲げる市の将来像実現と重点課題解決のために、政策体系を考慮しながらも、その時々課題に応じた機能強化が図られるような、柔軟で効率的・効果的な組織編成を行う必要があります。また、組織としての意思決定の仕組みについては、経営会議、政策調整会議、庁議など全庁的な議論や情報共有ができる体制が整備されていますが、活発な議論ができる環境づくりや効果的な運用にさらに努めていく必要があります。

また、共生・協働を推進するため、各小学校区に校区行政連絡員12人、集落組織に行政連絡員95人を委嘱して地域行政事務を行うとともに、集落の維持活性化策を推進しています。平成22（2010）年度からは地域課題解決のため、全校区及び全集落に地域維持活性化交付金を交付し、平成27（2015）年度からは各校区に地域おこし協力隊・集落支援員を配置し、コミュニティ組織の機能維持・充実に力を注いでいます。

各種委員会等については、振興計画審議会、都市計画審議会、行財政改革懇談会等が設置され、それぞれの趣旨に沿った活動・運営が行われています。

広域行政については、昭和36（1961）年に熊毛の1市4町（現1市3町）で設置した種子島屋久島振興協議会により熊毛地域を一体として広域行政の推進を図っていますが、種子島地域内における連携のあり方についても検討していく必要があります。

イ 財政の状況

財政の状況は表1-2（1）のとおりです。平成22年度の歳入総額約110億円に対して、平成27年度は、災害復旧事業や防災拠点中央公民館改修事業、汚泥再生処理センター整備事業など大規模事業があったため増加しましたが、令和2年度歳入総額は、新型コロナウイルス感染症対策や特別給付金給付事業などにより約131億円と5億円の増収となっており、歳出もそれに伴って増加しております。歳入については、依然、自主財源の割合が低く、国・県の補助金等に依存する傾向となっています。歳出については、投資的経費（過疎対策事業費を含む。）が平成22年度約23億円に対して、令和2年度は約12億円と11億円の減少となっています。普通建設事業（過疎対策事業費を含む。）の減が顕著となっており、義務的経費については横ばいで、物件費や補助費等が増加傾向ではありますが、経常収支比率は1.1ポ

イント下降しています。

収入に対する借金返済の割合を示す実質公債費比率は改善傾向にあり、平成 19 年度以降公表が義務付けられた将来の実質的な負債規模を示す将来負担比率も改善傾向にあります。

施設整備水準は表 1-2(2)のとおりです。道路の舗装率等は一定水準に達しているものの、財政規模に対して行政区域が広いこともあり、旧来の舗装済の箇所新たに補修必要箇所が出てくることや路線延長が長く改良率があまり伸びないことから、今後も引き続き整備が必要です。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	10,960,212	12,580,904	13,090,102
一般財源	6,221,435	6,055,635	6,263,940
国庫支出金	2,409,920	2,217,148	3,731,542
都道府県支出金	775,142	1,139,038	917,393
地方債	756,800	1,928,760	797,146
うち過疎債	191,500	125,300	234,800
その他	796,915	1,240,323	1,380,081
歳出総額 B	10,815,285	12,288,292	12,643,869
義務的経費	5,129,875	4,736,122	5,071,177
投資的経費	2,256,364	2,851,564	815,345
うち普通建設事業	2,284,990	2,110,660	810,558
その他	3,310,154	4,522,144	6,395,759
過疎対策事業費	59,446	178,462	361,588
歳入歳出差引額 C (A-B)	144,927	292,612	446,233
翌年度へ繰越すべき財源 D	2,544	8,786	168,998
実質収支 C-D	142,383	283,826	277,235
財政力指数	0.26	0.26	0.28
公債費負担比率	22.2	14.8	17.7
実質公債費比率	15.7	8.7	10.0
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	90.3	91.8	89.2
将来負担比率	111.9	64.8	15.8
地方債現在高	11,234,055	10,791,693	9,859,047

1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末	令和3 年度末
市 町 村 道						
改 良 率 (%)	52.0	56.9	58.9	57.7	59.8	59.8
舗 装 率 (%)	74.7	86.8	89.2	90.1	96.4	97.8
農 道						
延 長 (m)			406,636	407,632	423,679	426,667
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	90.2	101.3	—	—	—	—
林 道						
延 長 (m)			26,800	26,800	24,615	24,615
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	5.4	4.8	—	—	—	—
水 道 普 及 率 (%)	92.0	99.5	99.3	99.3	99.3	99.5
水 洗 化 率 (%)	—	41.6	37.2	63.4	86.9	93.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	18.5	25.2	27.0	23.6	24.6	25.5

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では、これまで、離島という厳しい環境の改善を図るため、過疎対策事業を積極的に活用し、産業振興、交通通信体系や生活環境の整備等の社会資本整備に努めてきましたが、人口の減少と高齢化の進行により、産業の衰退や集落機能の低下など、さらなる過疎化を招くという悪循環に陥っています。このような状況を少しでも改善していくために、暮らしやすい環境整備はもとより、文化や歴史、港町を活用して人・物・情報の動きを創ることによって交流を促し、再び賑わいのあるまちづくりを推進していく必要があります。そのために、第7次長期振興計画及び西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略との連動を図りつつ、過疎地域持続的発展特別事業を有効活用の上、以下のとおり、地域の持続的発展の基本方針を定め、諸施策を遂行していきます。

ア まちづくりの基本目標

『人・自然・文化—島の宝をいかすまち』という将来像を実現するため、次の基本目標及び方針のもと、総合的、計画的なまちづくりを推進します。

イ 分野別の基本方針

(ア) くらし分野

～生涯にわたって暮らし続けられる、安心・安全で快適なまち～

■人々が住み続けるためには、情報や交通など様々な社会基盤（インフラ）の充実が必要です。

■自然環境・生活環境の保全や公共施設、交通基盤など老朽化が進む社会基盤（インフラ）の計画的で効果的な整備を進めるとともに土地の有効利用を行い、市民が暮らしやすい

まちづくりを進めます。

■住み慣れた地域に安心・安全に暮らせるよう、市民、地域、行政及び関係機関が一体となって防災・減災対策に取り組み、自助・公助・共助の強化による災害に強いまちをつくれます。

■あわせて、消防・救急体制を充実させ、交通安全・防犯対策を推進するとともに、市民一人ひとりの安全意識を高めることで、市民の生命と財産を守り、安心・安全な暮らしの実現を目指します。

(イ) しごと分野

～「なりわい」を豊かにし、活力と賑わいがあふれるまち～

■人々が生活していくためには「なりわい」が必要であり、さらに、社会のために、地域のために貢献できる「しごと」を通して、人々が活躍することで豊かな「まち」がつけられます。

■種子島の土地に根付いた産業である農業をはじめ、林業、水産業の第一次産業及び商工業の持続的発展に取り組むとともに、新たな雇用の創出や多様で柔軟な働き方を促進することで人口減の中にあっても人材確保及び所得増を目指し、地域経済の活性化を図ります。

■本市が有する豊かな自然、食、特有の歴史・文化などの観光資源を市内外に向けて発信するとともに、インバウンドなどの交流人口や関係人口の増加に取り組みます。

■「住んで良し」「訪れて良し」「働いて良し」と思えるよう、活力と賑わい溢れるまちづくりを進めていきます。

(ウ) ひと分野

～将来を担う「ひと」が育ち、全ての「ひと」が生涯にわたっていきいきと輝けるまち～

■西之表市を明るくする子どもたちは、島の宝です。子どもたちを温かく見守り、ともに育てる地域の人たちもまた、島の宝です。

■先人たちが紡いできた歴史・文化は島の宝を豊かに彩ります。

■そんな島の宝が生まれ、育ち、輝けるよう、結婚、出産、子育ての希望をかなえる支援を充実させ、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進めていきます。

■家庭や学校、地域、行政が連携・協働して全ての子どもに寄り添いながら、ふるさとを愛し、たくましく人生を切り拓く子どもを育てます。

■また、学びや体験する場、伝統ある歴史・文化に触れる機会をつくることにより、感性を豊かにし、西之表市の自然・文化・歴史に愛着を持つことができるまちづくりを進めていきます。

■さらに、地域がより魅力的で持続可能なものとなるよう、移住・定住により「ひと」が定着し、多様な人材が主体となって活躍できる環境づくりに努めます。

(エ) けんこう分野

～「健幸」を築き、互いに支え合い、自分らしく元気に暮らせるまち～

■人々が住み慣れた地域で元気に暮らすことがその地域にとっても大きな活力となります。

■市民の健康づくりに対する意識の向上に向けた取組や高齢者等が積極的に社会参加できる環境づくりなど、市民の健康寿命の延伸に向けた取組を進めるとともに、多様化する市民の悩み事や困り事の解決に向けた支援を行うことで、心身ともに健康な状態で豊かに暮らせるまちづくりを進めていきます。

■加えて、医療・介護・福祉分野における人材を確保するための取組を進めるなど、各制度の安定的な運営に向けた体制の整備を図ります。

■市民一人ひとりが、お互いを尊重し、支え合いながら自分らしく健やかで幸せに暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。

(オ) まちづくり分野

～しくみをつくり、ともに「まち」をつくる～

■まちづくりを着実に推進し、将来像を実現するためには、将来にわたって安定的で、市民ニーズや社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できる市役所でなければなりません。

■市民の幸福を追求し、「くらし」・「しごと」・「ひと」・「けんこう」それぞれの分野の課題はもとより、横断的に取り組む必要のある課題についても庁内連携のもと、着実に解決に向けた取組を進めていきます。

■そのために、市民の声をしっかりと聴き、市民をはじめとする多様な主体とともに考え、行動するまちを目指します。

■さらに、市役所が行っていることや市民とともに取り組むことについて、分かりやすく発信し、市民とともに考えるまちを目指します。

■人口減少・少子高齢化が進行することが予想される中で、市民サービスの低下を招くことがないように、公平公正で信頼される質の高い行政運営に努めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のための基本目標を次のように定めます。

指 標	基準値 (2023 年度)	目標値 (2030 年度)
転 出 超 過 率	▲0.41%	0.00%
一人当たり市民所得	2,477 千円 (2021 年度)	2,605 千円
今後も今の場所に住み続けた と思う人の割合	60.8%	65.8%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、行政評価（施策評価、事務事業評価）をもとに、PDCAサイクルに基づいた進行管理・効果検証を全庁的に行い、毎年ホームページ等で公表します。

また、外部のチェック機関として、民間有識者で構成される住民評価会議において、多面的な観点から検証・評価を行います。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 13（2031）年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等総合管理計画の対象施設

公共施設等総合管理計画の対象施設は、本市が保有する公共施設（建築系施設）とインフラ施設の公共施設等および土地とします。なお、インフラ系施設の道路は、一般道路・自転車歩行者道・農道・林道とします。

イ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方と基本原則

・基本的な考え方

人口の減少や生産年齢人口の減少、少子高齢化の進行といった人口構成の変化が予想される中で、税収の減少や社会保障費等の増大は避けられない状況であり、財政の見通しは厳しい状況にあると懸念されています。一方、多様化する市民ニーズに対応した、公共施設を基盤とする持続的な市民サービスを提供する必要があります。このため、類似規模自治体の平均を上回る量を保有している本市においては、全ての公共施設等の改修・更新にかかる費用を確保することは極めて困難であると見込まれ、保有量と需要量のバランスを考慮した施設の大幅な整理縮小が求められます。

また、将来更新費用の推計によると、今後 40 年間に年平均 3.4 億円の財源不足が見込まれています。今後必要な施設については、大切に長く使うという考え方から、これまでの事後保全から予防保全の手法を取り入れるなど維持管理の転換を進めるとともに、建築物やインフラ系施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や優先順位を設定し費用の平準化を目指した計画的な大規模改修の検討が求められます。また、旧耐震基準により建設された施設を全体の約 4 割保有しており、地域防災計画に位置づけられている施設など、重要性緊急性を考慮した耐震化を進め、公共施設の安心安全の確保が求められます。

・基本原則

【施設保有量の最適化】：単純な施設更新を抑制し、廃止・集約・統合・複合化による再編を進め、保有量の最適化に努めます。

【長寿命化の推進と安心安全の確保】：予防保全を取り入れた維持管理や長寿命化の推進を図るとともに、重要性緊急性を考慮した耐震化を進め、利用者の安心安全を確保します。

ウ 過疎地域持続的発展計画における考え方との整合性

第 7 次長期振興計画の基本理念のもと、過疎地域持続的発展計画の考え方との整合性を図りつつ、公共施設等の管理に関する方向性を公共施設等総合管理計画において推進するものです。したがって、過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備が総合管理計画に適合します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住の促進

① 現況と問題点

本市の人口は、昭和34年の33,593人をピークに減少の一途を辿り、令和7年3月末には13,754人（外国人住民含む）まで減少しており、約半数以下となっています。

そのような中、人口減少に伴う年齢構造の不均衡、少子高齢化の進展、地域力の衰退、担い手不足等の課題を解決するため、移住者を呼び込むことで定住人口の増加を図る取組を進める必要があります。また、若年層の地元定着を図るための取組や、資格を活かした就職の促進など、人材確保に向けた各種支援事業を充実することが必要です。

令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりテレワークが急速に浸透し、二地域居住といった新たな暮らし方が広がり、働き方や価値観が変容したことから、改めて地方暮らしに関心を持ち、地方移住を検討する「地方帰郷」の潮流にあります。本市への移住相談や移住者数も増加傾向にありますが、住宅の不足や家賃の高騰など、移住定住者用の住宅確保が困難な状況が続いていることから、受け入れのための住まいの環境整備が必要です。

② その対策

- ・ 市民や行政、事業者及び各種団体等が連携・協働し、情報共有を図りながら、移住・定住の総合的かつ効果的な取組を促進します。
- ・ 島外者に向け、本市に愛着を持ってもらえるような情報発信や交流事業の実施などにより関係交流人口を創出します。
- ・ 島外・市外から市内へ、市街地から大字地域への人口誘導策となる事業を推進します。
- ・ 島元気郷住宅や地域活性化住宅及び短期滞在型住宅等地域の実情を踏まえた居住環境の整備に取り組みます。
- ・ 地域の協力を得て空き家の調査・把握に努めるとともに、市内不動産業者との連携による空き家対策を推進し、空き家バンクの拡充を図ります。
- ・ テレワークやサテライトオフィスなどの環境整備を行い、移住後も同じ仕事ができるような仕組みづくりを構築します。
- ・ 雇用を確保するためインターンシップ（就業体験）を推進します。
- ・ 将来的な移住定住者の増加に向けて、ハード・ソフト両面からの生活環境の整備充実に努めます。
- ・ 島内に大学や専門的な教育機関がないことから、外部の教育機関や関連企業等と連携して看護学校サテライト教室を設置し、島内に居住しながら資格取得や学び直しができる機会や場を創出することで、島外への人材流出を防ぐとともに、不足する看護人材の確保を図ります。あわせて、看護学校サテライト教室の安定的な運営が継続されるよう、必要な支援を行います。
- ・ 農林水産業や商工業など、全ての分野における人材確保・担い手育成に向けた取組を進めます。

(2) 地域間交流の促進

① 現況と問題点

(ア) 都市と農村との交流

本市では、農村の持つ美しい自然環境や景観を大切にしながら、生産と生活の調和のとれた農村整備を進め、都市との交流を積極的に推進し、若者の定住や高齢者が安心して生活できる環境づくりを進めていく必要があります。懐かしい農村環境や地域資源を生かした農村宿泊といったグリーン・ツーリズムについては修学旅行を対象に実施していますが、今後は対象者の拡大を図っていきます。地域の取組としては、農産物の収穫や味噌づくり、魚のつかみ取りやさばき方など様々な体験を通じて交流推進を図っています。

(イ) 市民が主体となった交流の促進

本市では、大阪府堺市、滋賀県長浜市と友好都市盟約を、伊佐市とポルトガルのヴィラ・ド・ビスポ市と姉妹都市盟約を結んでおり、相互のまつり等のイベントやスポーツ等を通して交流を図っています。また、桜島や甕島、奄美大島から移住してきている方々も多く、100年を超える交流が継続されています。今後も節目の年々に相互訪問を行い、その絆を深め、次世代に継承する取組が期待されます。

本市は、令和2年6月1日に、一般社団法人全日本ヨガ連盟が選定する「ヨガの聖地」に全国の自治体で初めて認定されました。生活環境の変化による運動不足の解消や不安やストレスの軽減を図るため、地域全体がヨガをいつでも日常的に取り入れる環境を整えており、健康寿命の増進を図るとともに地域にヨガが根付く普及活動も実施します。

② その対策

(ア) 都市と農村との交流

- ・体験型観光を推進し、農業体験等を通じての都市住民との交流を図り、農業・農村に対する相互理解を図ります。
- ・郷土に眠る伝統文化や芸能の掘り起こしと世代間の交流を促進するとともに、農村女性による地域資源を生かした特産加工品の開発や起業活動を推進します。
- ・他産業との連携を強め、相乗波及効果を生み出していけるような施策の検討を進めます。
- ・U I J ターン者の受け皿づくりを進めます。

(イ) 市民が主体となった交流の促進

- ・既存の姉妹都市・友好都市等との交流や、民間レベルを含めた交流を継続していくとともに、これまでとは異なる新しい交流のあり方を模索していきます。
- ・修学旅行やスポーツ合宿を誘致するなかで、農山漁村宿泊体験を取り入れた体制を構築します。
- ・全国の自治体初の「ヨガの聖地認定」をフックとし、西之表市独自の文化・風習、歴史、自然、食などの地域資源の磨き上げを行うと共に、「健康」「癒し」「豊かさ」等の観点から各校区の地域資源を活用した商品開発につながる活動を実施します。

(3) 担い手となる人材育成

① 現況と問題点

人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足が課題となっています。令和3年度から各校区で実施してきた地域ワークショップをもとに作成した地域実行計画から、地域貢献活動や市民活動に取り組む新たな人材や団体の設立はありましたが、市全体の人口減少、高齢化

に伴い、地域内の既存の団体も、会員の固定化や高齢化など活動の維持継続自体が難しい団体もあります。活動に取り組む人材が固定化し、新たな人材の掘り起こしが難しくなっていることから、様々な人材や活動団体を結びつけるプラットフォームなどの仕組みづくりが必要です。

また、地域外の人材が地域づくりの担い手となるよう、地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合制度の活用など、新しい人の流れを創出するための取組を推進する必要があります。地域の活性化のためには、地域に暮らす多様な人材を生かし、行政やNPO法人、大学、企業等と連携した取組が必要です。地域の担い手が少なくなっている地域において、地域への人の流れを生む二地域居住や本市に継続的に多様な形で関わる関係人口は、その地域の担い手の確保につながるとともに、地域住民との交流により新たな価値の創出にもつながることから、関係人口の創出・拡大の取組を推進します。

② その対策

- ・校区、自治会及び地域コミュニティ組織などの活動を支援し、地域力の再生、地域における担い手、人材育成を目指します。
- ・地域に暮らす多様な人材が主体的に地域づくりに参画できるよう、大学や企業等とも連携しながら、新たな人材や団体・グループを結びつける仕組みの構築に努めます。
- ・地域の担い手となりうる世代が、仕事や結婚、子育て等、それぞれが描く将来への希望が持てるよう、結婚支援や生活支援に取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動やワークライフバランスの推進に努めます。
- ・出郷者やNPO法人などの地域内外の知恵や力も借りながら、地域が主体的な取り組みを進めていくための仕組みについて、地域とともに検討を進めていきます。
- ・地域に継続的に多様な形で関わる関係人口を増やす取組を推進します。
- ・地域内外の労働力を確保するため、特定地域づくり事業協同組合を支援します。

(4) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	西之表市移住・就業等支援事業	市	
		西之表市地方就職学生支援事業	市	
		島元気郷たねがしま構想事業	市	
		お試し移住支援事業	市	
		地域活性化住宅事業	市	

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	島ぐらし魅力発信事業	市	
	(3) 人材育成	婚活応援プロジェクト事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	定住促進事業	市	大字地域を維持・活性化していく生活環境づくりに取り組む。
		空き家バンク事業	市	空き家の利活用により定住人口の増加を図り、地域活性化に繋げていく。
		高等教育機関等活用事業	市	看護学校サテライト教室の運営支援を行い、人材育成の強化、島外への人材流出の抑制を図る。
	西之表市人材確保対策事業（交通、医療、障がい福祉、保育士・幼稚園教諭等、介護、林業、農業、漁業、商工業）	市	島外からの移住者（UIJターン者）及び市内在住者の就労支援を行い、人材の確保及び定着に取り組む。	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

・移住・定住の振興に係る住宅系施設の管理に関する基本的な方針

老朽化が激しい住棟については、入居者のニーズや需要と供給のバランスを考慮しつつ、建替え更新や集約、廃止等を検討します。

維持管理の手法について、アセットマネジメントの考え方を導入し、施設の長寿命化並びに修繕及び更新に係る費用の縮減を図ります。

公共施設等の整備を行う場合は、公共施設等の管理に関する基本的な考え方に則って、公共施設等管理運用検討委員会において事前検証の上整備を行うものとします。

3 産業の振興

(1) 農業

① 現況と問題点

温暖な気候条件を生かし、適地適作を前提に、普通作・工芸作・園芸作・畜産等を組み合わせた農業が展開され、本市の経済を支える基幹産業となっています。特にサトウキビ、原料用かんしょ、安納いも、畜産が盛んとなっています。

有害鳥獣被害については、捕獲強化と防護柵の普及により一定の効果は見られていますが、依然として中山間地を中心に被害が散見されており、継続的な対策が課題となっています。

農業生産基盤・施設の整備や機械化の進展による作業効率の大幅アップ、農家支援組織としての公益社団法人西之表市農業振興公社の機能充実や企業の農業参入、国による政策等もあり、経営規模の拡大は年毎に進んでおり、特に認定農業者を中心とした担い手農家への農地利用集積が進み、大型専業農家が育ちつつあります。

一方、農業者の高齢化・農業後継者不足等による農業労働力の低下は否めないため、引き続き、本市農業の中核を担う農業後継者の育成及び労働力の確保が課題となっています。

農業を取り巻く情勢は、人口減少や高齢化に伴い、国内消費が縮小する一方で、世界の農産物市場は拡大傾向にあります。国内及び国際競争化が加速する中、本市が今後も、長期的に産地として生き延び、成長産業として発展していくためには、高い品質の作物を生産するとともに、消費者の視点に立ち、食の安心・安全の確保はもとより消費者ニーズに対応できる農畜産物の生産・流通体制の確立が必要となっています。また、離島であるが故の海上輸送費も農家にとって大きな負担となっていることや、農畜産物の新たな販路の開拓も重要な課題です。

消費者の求める安心・安全な食料生産を基本として、土づくりを基本に環境に優しい農業の展開も求められます。近年では、農業に起因する環境問題をめぐる周辺住民からの要望も多くなっており、エネルギーへの転換等の資源循環型を目指し、適切な対応、対策、取組が必要となっています。

また、高齢化や後継者不足による労働力不足を補うために更なる機械化やICTやAI等を用いたスマート農業を推進し、労働時間及び経営コストの削減による規模拡大を進め、食料基地としての産地の維持・発展を図ることが重要となります。

国は、約60年ぶりに農業委員会法の改正を実施し、目的である農業生産力の増進・農業経営の合理化を図るための「農地利用の最適化」を推進することを、農業委員会の主たる使命とし業務の重点化が図られました。農業・農村の維持そして農業労働力の確保の面からも、農村環境の整備を図りながら、農家の生産意欲を高め、農業就業への関心を高める施策を推進し、農業後継者の育成・確保を図るとともに、高齢農業者・農村女性の十分な能力活用が図られるよう、その活動促進に向けた取組も必要となっています。特に、都市との交流の観点から、豊富な資源を活かしたグリーン・ツーリズムの推進は有効な手段だと言えます。また、農業労働力の低下とともに、ほ場条件の悪い農地から荒廃化がみられてきており、農業環境が大きく変わらない中で、農地の遊休地化を未然に防ぐための新たな視点に立った取組も必要となっています。

豊かな自然や美しい景観といった農村の地域資源や農業体験等に心の癒しの場を求める機運が高まっていることから、魅力を秘めた資源の発掘や、6次産業化の推進など農畜産物の付加価値づくりにも対応が求められます。

(参考 1 : 農家数の推移)

年	総農家数(戸)	男(人)	女(人)	農家の総人口(人)
昭和 55 (1980) 年	2,850	5,104	5,452	10,556
昭和 60 (1985) 年	2,666	4,534	4,927	9,461
平成 2 (1990) 年	2,380	3,887	4,127	8,014
平成 7 (1995) 年	2,049	3,096	3,243	6,339
平成 12 (2000) 年	1,872	2,767	2,870	5,637
平成 17 (2005) 年	1,773	2,075	2,127	4,202
平成 22 (2010) 年	1,600	1,116	1,066	2,182
平成 27 (2015) 年	1,310	1,312	1,265	2,577
令和 2 (2020) 年	965	889	801	1,690

(参考 2 : 農林産物総生産額の推移)

(単位 : 千円)

	平成 12 (2000) 年度	平成 17 (2005) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 27 (2015) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 5 (2023) 年度
総額	6,945,442	7,150,720	6,527,207	5,888,100	5,229,571	5,429,218
耕種部門	4,700,352	4,589,146	4,287,979	3,249,580	2,873,475	3,460,905
畜産部門	2,082,656	2,467,151	2,113,796	2,563,272	2,271,771	1,897,730
林業部門	162,434	94,423	125,432	75,248	84,325	70,583

② その対策

(ア) 農業農村整備

- ・生産基盤整備を推進します。
- ・農地農道網を整備します。
- ・畑かん施設の延命策を講じます。
- ・生産性の高い土づくりを推進します。
- ・農村環境整備を推進します。
- ・鳥獣被害防止計画の推進に努めます。

(イ) 生産流通加工販売体制の整備 (産地づくり)

- ・基幹作物及び市場性の高い園芸作物を中心に、活力ある農業生産の推進及び産地化の拡大を目指します。
- ・農畜産物の輸送コストを低減し、生産者に対する適正な所得の確保を目指します。
- ・農産物の生産から加工・流通・販売までの6次産業化を支援し、地域ブランドの確立を目指します。
- ・耕畜連携の取り組み及び循環型農業を推進し、環境に配慮した農業を目指します。
- ・和牛の優良血統種による繁殖基盤の拡大を図り、子牛購買者が求める産地づくりに努めます。

(ウ) 多様な担い手育成

- ・定期的な巡回や面談等による指導を実施し、新規就農者の早期の経営確立を支援します。

- ・ 認定農業者の規模拡大や経営改善を支援します。
- ・ 認定農業者への移行支援を行い、農業構造の確立を図ります。
- ・ 農作業受託体制の整備・強化を行い、農業生産性の向上を図ります。
- ・ 新たな雇用方法の推進を図り、効率的な農業労働力の確保に努めます。

(エ) 農地利用の最適化

- ・ 農地パトロールを通じ、農地の利用状況や意向の把握に努めます。
- ・ 策定された「地域計画」の実現に向けた取組を行います。
- ・ 農地中間管理機構などとの連携を進めていきます。
- ・ 新規就農のための農地のあっせんや情報の共有を図ります。
- ・ 地域計画に基づき、担い手へ農地の集積を図ります。

(2) 林業

① 現況と問題点

本市の林業は、内陸部にまとまりをもったスギ人工林を主体に行われています。しかし、林齢が間伐後期及び主伐開始期に近づいている割合が増えつつあるなか林業の就業者不足が解消されず、手入れが行き届かない森林が多く存在します。林業の就労環境の改善による就業者確保が急務であるとともに、森林所有者の意向を確認の上、森林の経営管理について検討を進める必要があります。

木材の流通については市場動向に左右されますが、建築用材・製紙原料・バイオマス原料等の各用途ごとの需要と供給のバランスを注視しながら、林業事業体等の出荷販売体制の強化が求められてきます。

さらに、近年、森林の持つ公益的機能に対する社会的期待が強まっており、水資源の確保、山崩れの防止や生活環境の保全、自然の景観や自然環境の保全に加え地球温暖化防止等その役割は多岐にわたることから、森林整備の重要性が増しています。

(参考：令和3年4月1日現在、西之表市森林整備計画) (単位：ha)

区分	立木地			その他	合計
	人工林	天然林	計		
国有林	322	968	1,290	9	1,299
県有林	100	197	297	5	303
市有林	396	462	858	16	875
私有林	2,902	6,190	9,092	664	9,757
合計	3,721	7,817	11,538	695	12,233

※端数調整により内訳と合計は一致しないことがある。

② その対策

(ア) 森林環境整備

- ・ 森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査を進めます。
- ・ 市有林の整備を計画的に進めます。

- ・山地災害危険地区等における治山事業を推進します。
- ・森林病虫害対策、緑化保全対策を推進します。

(イ) 生産流通加工販売体制の整備

- ・地元産材の出荷促進が図れるよう支援します。
- ・安定した木材供給が図れるよう、他基本事業と連動した取組を行います。
- ・枝物など特用林産物の生産を推進し、産地づくりに努めます。

(ウ) 多様な担い手育成

- ・新たな林業就業者の確保を図ります。
- ・林業就業者が就労定着しやすいよう支援します。

(3) 水産業

① 現況と問題点

本市の漁業は、西に東シナ海、東に太平洋、そして沿岸域には岩礁、転石帯の漁場が形成され、漁船漁業を主体とした日帰り操業が行われています。

漁業基地は、漁港、港湾を背景に、集落毎に小組合が形成され 21 箇所 に点在しています。

漁港の機能施設については種子島周辺漁業対策事業等の導入により年々整備されていますが、一部の共同利用施設においては、施設整備後 40 年を超え、老朽化が進んでいる施設もあります。漁業経営体は、平成 10(1998)年、343 経営体から令和 5(2023)年、150 経営体と年々減少してきているとともに、高齢化が進み、後継者不足は非常に深刻な課題となっています。さらに、自然環境の変化等により、魚種や水揚げ量等水産資源に変化が見られます。水産資源の確保については、トコブシ稚貝等種苗の放流、禁漁期間の設定、網目の大きさの調整、イカ産卵床の設置、藻場再生等の取組も続けていますが、なかなか効果発現にまで至っていません。新たな栽培漁業や資源管理型漁業への対応など水産資源回復のための積極的な取組が必要です。

漁船規模については船型、船質とも変化し軽量高速化が進み、省力機器、GPS、自動操舵装置等航海計器の充実により操業区域の拡大も図られつつありますが、燃油の高騰によって出漁意欲が減退しており、的確に好漁場で操業できる体制づくりに努めながら、燃油の助成等についても引き続き取り組む必要があります。

生鮮魚介類の流通は、漁業協同組合を中心として行われています。市内消費のほとんどは、生鮮向けであり、高級魚介類は流通改善施設整備により、コンテナや活魚槽により出荷されています。しかしながら、流通先が鹿児島中央卸売市場のみであり、販路の拡充を検討する必要があります。

(参考：漁船の動向)

(単位：隻)

年	平成 17 (2005)年	平成 22 (2010)年	平成 27 (2015)年	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年	令和 4 (2022)年	令和 5 (2023)年
トナ数階層							
総数	361	333	275	239	224	218	208
3トン未満	210	193	165	145	134	133	114
5トン未満	132	122	93	77	73	68	71
5トン以上	19	18	17	17	17	17	23

※令和 3 年以降は、年度による統計

② その対策

(ア) 安定的な生産体制の構築

- ・ 水産業の魅力を発信し新規就業者の確保に努めます。
- ・ 技術継承をはじめ新規漁業者の就業定着のため受入環境の構築を図ります。
- ・ 地域の特性や漁業形態に対応した機材備品のスマート化・効率化を進めます。
- ・ 老朽化する施設・設備の更新や再編、組織運営の再構築を進めます。

(イ) 持続可能な水産資源の管理

- ・ 漁礁設置、種苗放流等を推進し水産資源の回復を目指します。
- ・ 藻場再生を推進し育てる漁業の導入について検討します。
- ・ 害魚対策を行い未利用資源の有効活用について検討します。

(ウ) 魅力的な水産物の供給

- ・ 地元で獲れる魅力的な水産資源について情報発信し消費拡大を図ります。
- ・ 市内外の供給を行うため流通機能の強化を図ります。
- ・ 離島水産物の価値を最大化するための販売戦略の検討や必要な設備強化を図ります。

(4) 商業

① 現況と問題点

本市の商業を取り巻く環境は、馬毛島での自衛隊基地建設工事関係者の増加に伴う収益機会の増加もあり、新型コロナウイルス感染症の影響から順調に回復しているものの、世界各地での紛争を原因とした世界情勢の不安定化や円安による輸入コストの上昇からなる物価高騰の影響、担い手不足の問題に加え、通信販売や交通体系の整備の進展による域外商圏との競合、さらに、大規模小売店の進出による競合等、厳しい状況が続いています。

平成14(2002)年に各商店街が集まり西之表市商店街振興協同組合が組織され、同年に商店街の基盤整備の一つとして、商店街への防犯カメラの設置及び街路灯のLED化が実施されました。また、商店街活性化委員会を設置し、本市商店街を舞台としたアニメやアートを活用した商店街への誘客策やまちづくりワークショップを実施していますが、少子高齢化や過疎化の加速による本市の消費力の減退にあわせ、担い手不足もあり、低迷からの脱却は困難を極めています。

本市においては、農林水産業の振興を中心にしながら観光業や商工業の振興を推進することで経済浮揚を図り、かつてのにぎわいのあるまちを取り戻すため、西之表港を中心とした港町としての機能を再生し、本市の歴史を積み重ねた古民家や空き店舗等の地域資源の活用を図りながら地域の魅力を生かした取組を進めています。

また、商店街の活性化及び空き店舗対策とし、まちかどインフォメーションセンターを設置して、商店街での情報発信やイベントの開催による誘客を図るとともに、空き店舗改修等へも支援を行っているほか、西之表市まちなか交流施設を設置し、地域住民及び観光客等のふれあいや就労機会の場として利用できるようにしています。

今後も引き続き、商業の活性化に向けた自主的な取組を最大限支援していくとともに、ふるさと納税の推進や地元産品の販路拡大のための取組、起業者に対する包括的な支援を実施するための金融機関との連携など商工会、商店街振興協同組合など関係団体との連携強化が求められます。企業誘致については、本市の地域資源を活用し環境と経済の好循環を目指し、グリー

ン成長戦略や SDGs 等の環境政策への関心を高め、実証研究の場として、広く大学等との連携を図ることで、将来的に学術的な研究拠点の設置や企業の研究所誘致など、新たな産業創出と雇用につながる取組を推進しながら方策を検討していくこととしています。

(参考：一般商店の動き)

	商店数	常時従業者数(人)	年間商品販売額(万円)	売場面積(m ²)
平成 14 (2002) 年	309	1,392	2,147,087	23,845
平成 19 (2007) 年	286	1,228	1,843,238	20,020
平成 24 (2012) 年	244	934	1,472,900	17,075
平成 28 (2016) 年	229	958	1,730,100	11,314
令和 3 (2021) 年	200	879	2,059,400	13,343

② その対策

(ア) 港町(商店街)の活性化

- ・市民の期待に応えられる港町(商店街)再生に向け、検討を進めます。
- ・地域や若い世代との連携による施設整備等を含めた活性化策を進めます。
- ・市民の港町(商店街)活性化策を支援します。
- ・商店街の資源を活用した取組を支援します。
- ・空き店舗などの活用を促進します。

(イ) 企業支援

- ・新商品開発や既存商品の見直し、新たな販路開拓や新規事業分野への参入など企業活動を支援します。
- ・生産性を向上する事業所を支援します。
- ・雇用を確保するためにインターンシップ(就業体験)を推進します。
- ・借入金の利子を一部助成することで経費負担の軽減を図ります。
- ・創業支援のネットワークを通じて総合的に支援します。
- ・起業や企業誘致を推進するため奨励金などの優遇制度の充実を図ります。
- ・デジタル地域通貨(たね Pay)を活用し、地域経済の活性化や市民の利便性の向上を図ります。

(ウ) 地場産品の振興

- ・種子島デザイン「たねがしまる」を活用してブランド化を推進します。
- ・農林水産物の一次産品の高付加価値化等、新たな特産品の開発及び販路開拓を支援します。
- ・ふるさと納税を活用した特産品の販路拡大及び商品開発を支援します。
- ・種子島特産品協会の EC サイトを活用して島外への販路拡大を推進します。
- ・効果的な情報発信について支援します。
- ・新たな衛生管理制度等の周知を行います。
- ・伝統産業の継続に向けた支援を図ります。

(5) 工業

① 現況と問題点

本市の工業の現状は、農林水産物加工品製造を中心として推移し、小規模で経営基盤が弱い上、老朽化した設備も多く、技術や経営の面で多くの課題を抱えています。

また、企業等の誘致についても、製造業等は立地条件に恵まれず、大きな制約を有しています。

今後は、人口定着、地域経済の発展を図るために、地場工業の技術力や生産性の向上への支援、さらには、工業基盤の整備等、立地条件の整備を進め、立地等への制約を受けない情報通信産業や宇宙関連産業に対する企業誘致を促進していく必要があります。

(参考：工業の推移、令和2年以前の数値は従業者4人以上の事業所)

	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額(万円)
平成15(2003)年	27	269	430,236
平成20(2008)年	29	359	471,840
平成25(2013)年	26	420	345,053
令和元(2019)年	19	297	281,945
令和5(2023)年	23	239	253,248

② その対策

(ア) 地場企業の育成・振興

- ・商工会の運営を支援することにより、商工会組織基盤の強化及び地場企業に対する協業化とデジタル化に即応した生産・販売及び経営の合理化等に向けた指導体制の充実強化等を図り、地場企業の育成・振興を推進していきます。
- ・経営に関する各種情報提供や国・県の融資制度・セーフティネット保証制度の活用及び市中小企業振興資金の活用推進、借入金の一部を補助等の各種金融支援などを通じ、経営の基盤強化を図り、地場企業の育成・振興を推進していきます。
- ・各種関係団体と連携し、創業支援のネットワーク化を図ります。

(イ) 企業誘致の推進

- ・光ファイバー網などのインフラを活用した情報通信産業や宇宙関連産業に関する企業誘致を推進します。
- ・実証研究の場として、広く大学等との連携を図ることで、将来的に学術的な研究拠点の設置や企業の研究所誘致など、新たな産業創出と雇用につながる取組を推進します。
- ・企業誘致を推進するため奨励金などの優遇制度の充実を図ります。

(6) 観光

① 現況と問題点

種子島への入込客数は、最も多かった平成19(2007)年をピークに景気悪化や高速船の運賃値上がりなどにより宿泊者数とともに減少傾向にあります。

令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、さらに大幅な減少となったところで

が、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されてから、徐々に回復し、令和5年の自衛隊馬毛島基地（仮称）整備が始まってからは増加に転じています。

一方で、西之表市の美しい「自然」や「文化」、それが育まれてきた「歴史」すべてをふまえて令和2年6月1日に、全日本ヨガ連盟より、全国の自治体で初めてとなる「ヨガの聖地」（浦田海水浴場・天女ヶ倉・サンセットライン）として認定を受けました。また、令和7年5月31日には「ヘゴ自生群落」が新たに聖地として加わりました。これにより、「ヨガ」をフックとしたウェルネスツーリズムの推進を図り、また、アフターコロナに向け、オンラインイベントなども開催しています。

さらに、種子島へ観光で、1日でも長く滞在していただけるように、滞在・体験型プランの造成を種子島観光協会と連携して取り組んでいます。

離島としての交通アクセスも改善されつつあるものの、航空運賃の割高感や島内アクセスの問題等もあり、交通面の整備と合わせ、関係機関等連携の上での体制づくりが求められます。

また、種子島宇宙センターでの大型ロケットの打ち上げ回数が増加することが見込まれていることから、今後も宿泊者へのおもてなしや受け入れ体制について、各機関との十分な連携が必要です。

（参考：入込客の推移）

（単位：千人）

	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和5年
船 舶	243	349	239	251	225
航空機	73	42	37	45	54
計	316	391	276	296	279

② その対策

（ア）観光施設の整備

- ・観光施設や環境の整備を行います。特に、北部観光については重点的に取り組みます。
- ・既存施設や観光案内標識の設置修繕計画を検討し、順次整備を進めます。

（イ）観光誘客活動の推進

- ・種子島観光協会などの関係団体と連携を取りながら、SNSなどを活用した積極的な情報発信を行います。
- ・観光需要の把握や分析を行い、テーマごとに、またはインバウンドに向けて、ターゲットを絞った誘致活動を行います。
- ・旅行博などでの積極的な観光PRを行います。
- ・鹿児島県、中種子町、南種子町などと連携し、都市部との直行便やLCC（格安航空会社）の誘致・要望活動を行います。
- ・各種制度（特定有人国境離島地域社会維持推進交付金や地域おこし企業人交流プログラムなど）や島外ネットワークの活用、屋久島などとの広域連携により、誘客活動の推進に努めます。

（ウ）交流事業の推進

- ・観光客の満足度を高めるため、交流体験メニュー、受入体制の充実を図ります。
- ・ニューツーリズムの検討を行い、これまでになかった要素を組み入れ、交流促進の仕

組みづくりを行います。

(エ) 文化歴史資源を活用した観光の推進

- ・文化歴史を生かした観光ルートの設定を行い、観光客へ発信していきます。
- ・古民家など観光資源の掘り起しを行いながら、積極的な活用を図ります。
- ・観光ボランティアガイド団体と連携し、きめ細やかなおもてなしの充実を図ります。

(7) 雇用環境

① 現況と問題点

馬毛島での自衛隊馬毛島基地（仮称）整備の影響もあり、本市の有効求人倍率は、全国や鹿児島県平均と比較しても高い数字で推移し、労働者不足が深刻化している状況にあります。

地域経済は新型コロナウイルス感染症の影響から順調に回復しているものの、輸入コストの上昇等の影響から物価高騰が続いており、厳しい状況が続いています。また、産業における人材不足の傾向は、これまでは特に医療介護分野及び農林水産業分野が顕著となっていましたが、2023年1月から自衛隊馬毛島基地（仮称）整備に伴い工事関係への人材流出も見られ、ほぼ全ての分野で人材不足に拍車がかかってきている状況です。

一方で、日本では新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、テレワークやデジタル化の進展により、地方への関心が高まっています。

このような中、デジタル化によって生産性を向上し、労働時間の短縮、福利厚生充実、職場環境の改善等、労働者の福祉増進を積極的に推進する活力ある、魅力的な事業所を支援していくことが求められています。

今後も、教育機関や事業所と連携し、大学新卒者や若者の就職先としての種子島を確立していきます。

また、本市を支える第一次産業の担い手や労働力不足は非常に大きな課題となっています。今後も実態の把握に努め、受入体制の整備を促進するとともに、大学生や外国人等をはじめとする交流推進策を講じつつ、本市への定着による労働力の確保を促すとともに、高齢者や女性がそれぞれの体力や能力に応じた作業形態を維持し、労働力としての役割を果たしていく施策の展開が求められます。

② その対策

(ア) 産官学連携の推進

- ・本市の課題解決や先進的取組を進めるため、社会実装への取組を進めます。
- ・関係団体や大学とのオープンプラットフォームで情報共有を図り、取組を進めます。
- ・大学などの研究者や学生の受入を行い、若い世代を中心とした交流人口を拡大します。
- ・地元高等学校の魅力化を支援しつつ、高等教育機関を活用し、人材育成に努めます。
- ・産官学連携について地域住民への周知や意識醸成に努めます。
- ・学術的な研究活動に関連した企業の誘致を図ります。

(イ) 雇用機会の拡充

- ・創業や事業の規模拡大を支援します。
- ・首都圏からの人材確保に向けた取組を進めます。
- ・雇用を確保するためインターンシップ（就業体験）を推進します。

- ・企業誘致を推進します。
- ・特定地域づくり事業協業組合の活用による、労働者不足や期間労働など雇用問題の解消を図ります。

(ウ) 多様な働き方の推進

- ・テレワーク等の多様な働き方に関するセミナーなどを開催します。
- ・女性や高齢者の就労を促進します。
- ・非正規労働者の待遇改善や長時間労働の是正の啓発を行います。

(8) 港湾

① 現況と問題点

重要港湾西之表港は、種子島の玄関口としての人流・物流の拠点機能の充実に加え、船舶の大型化・高速化、物流の増大に対応できる港湾づくりと、賑わいと潤いのある空間づくり等の整備が進められています。また、種子島海上保安署が設置され、今後も各機関と連携した整備を進めることが重要となってきます。

最近の生活水準の向上、余暇時間の増大など市民意識の変化を背景として、沿岸地が日常生活及び海洋性レクリエーション活動の場として見直されていること、また、観光資源として期待されることから、港湾のみならず、旧港の歴史的資産等や周辺環境、後背地にある本市中心商店街のことも考慮して整備することが望まれています。

② その対策

- ・重要港湾西之表港については、大型客船寄航の誘致を進めるとともに、洲之崎地区に耐震強化岸壁を設置することから、物流の機能強化と防災拠点施設としての活用を模索していきます。
- ・防災拠点及び市民の憩いの場となる緑地の整備を推進します。
- ・沿岸地の海洋性レクリエーション活動の場としての活用も考慮の上、港湾環境の改善を図ります。
- ・重要港湾西之表港の有効活用を図るため、志布志港との交流や奄美大島や沖縄、さらには、国際交流拠点港としての機能発揮について検討します。
- ・種子島の玄関口として港湾周辺の環境整備についても改善を図ります。

(9) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	自給飼料生産拡大事業 環境整備、倉庫、農業 機械	県地域 振興公社	

2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	畑地帯総合整備事業【 住吉地区】 農道改良、土層改良	県	
		農業水路等長寿命化・ 防災減災事業 施設補修・更新	県	
		中山間地域総合整備事 業【西之表創生地区】 生産基盤・環境整備	県	
		防災重点農業用ため池 整備事業（川氏池・西 俣池） ため池補修	県	
		畑地かんがい施設整備 事業【西之表地区】 パイプライン更新・農業用 用水施設整備	市	
		用排水路施設整備事業 【西之表地区】 用排水路整備	市	
	水産業	離島漁業再生支援交付 金事業	市	
		種子島周辺漁業対策事 業	漁協	
		(2) 漁港施設	漁港維持補修事業	市
		漁港水産物供給基盤機 能保全事業	市	
		県単漁港整備事業	県	
	(9) 観光又はレク レーション	公園施設整備事業	市	
		あっぱ〜らんど施設整 備事業	市	

2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業人材力強化総合支援事業（新規就農者定着促進補助金） 農業用機械・施設等導入助成	任意 団体	新規就農者に対して、農業用機械や施設等の導入補助を行い、担い手の確保及び育成を図る。
		林業就労改善推進事業	林業 事業体	林業労働者の社会保険等への支援、林業に係る各種資格取得への支援、林業機械導入への支援等により、林業就労環境の改善を図る。
		多面的機能支払交付金事業 農業施設点検・改修等	任意 団体	農業農村の有する多面的な機能の維持・発揮を図るため、地域共同生活に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理をするために補助を行う。
	商工業・6次産業化	中心市街地活性化事業 組織構築・活動補助	市	中心市街地・商店街を多面的・総合的に振興するための組織の構築や空き店舗活用及び地産地消の意識向上を図る。
		皆とまち再生支援事業	市	西之表港を中心とした誘客の仕組みづくりや市内で事業活動を行う事業所等を対象に、新商品開発・販路開拓及び空き店舗等活用事業などの活動を支援する。
	その他	グリーン・ツーリズム推進事業 受入体制・施設整備費補助	市	受け入れのための整備に係る補助など農山漁村宿泊体験受入先の環境整備を進める。
		(11) その他	さとうきび反収向上対策事業 植付作業、管理作業、 土壌改良作業等	市
	産地づくり推進事業 農産物のブランド化及び産地化への支援		任意 団体	

2 産業の振興	(11) その他	安納いも育苗資材支援事業 優良苗の確保による品質向上及び面積拡大	市	
		種子島あかおぎ牛導入支援事業 優良血統による繁殖雌牛の確保	市	
		西之表市農業振興公社支援事業	農業振興公社	
		鳥獣被害防止ネット助成事業 鹿対策	任意団体	
		鳥獣被害防止活動お助け隊設置事業	任意団体	
		鳥獣被害対策実践事業	任意団体	
		有害鳥獣対策支援事業	任意団体	
		市有林整備事業	市	
		林産品島外出荷支援事業 島外出荷経費補助	任意団体	
		新規漁法導入事業	市	
		スマート漁業推進事業	市	
		漁業被害対策事業	市	
		商工会活動支援事業 商工会への補助	市	
		商工業振興資金利子補給事業 利子補給	市	
インターンシップ事業 人材確保	市			
創業支援事業 総合的な支援	市			

2 産業の振興	(11) その他	県営田之脇港改修（離島・統合補助）事業	県	
		県営西之表港改修（離島・統合補助）事業	県	
		県営西之表港整備交付金事業	県	
		県単港湾整備事業	県	
		港湾改修（離島・統合補助）事業	市	
		港湾メンテナンス事業	市	

(10) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市内全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」(1)～(8)の「②その対策」及び「(9)計画」のとおり

(11) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・産業の振興に係る産業系施設の管理に関する基本的な方針

建物の老朽化が進行している施設は、大規模改修を検討します。今後も継続的に維持する施設は、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施する予防保全型の維持管理を実施し、長寿命化型の改修を推進します。これにより、ライフサイクルコストの縮減および整備・保全に関する財政負担の軽減化や平準化を図ります。

現在直営の施設については、直営の必要性等の検証を行い、指定管理者制度の導入など、民間活力の活用を視野に入れた効率的な維持管理・運営方策を検討します。

公共施設等の整備を行う場合は、公共施設等の管理に関する基本的な考え方に則って、公共施設等管理運用検討委員会において事前検証の上整備を行うものとします。

4 地域における情報化

(1) 地域の情報化

① 現況と問題点

情報通信については、光通信基盤を平成 23（2011）年に市内全域に整備し、超高速ブロードバンドサービスが利用できるようになりましたが、構築から 14 年以上を経過しており、老朽化や維持管理、また今後の機能高度化等に対応するため、令和 8 年 4 月に光通信基盤を民間へ譲渡する予定です。

携帯電話については、4 キャリア合わせると市内全域をほぼカバーしており、地上デジタル放送の難視聴地域は解消されています。

また、情報発信や防災対策として、市内 5 カ所にライブカメラを設置しています。今後も光通信環境を活用し、ライブカメラの運用や各拠点間でのネットワーク構築など、効率的な利用を図っていきます。

行政分野においては、行政サービス、行政事務の効率化を目的とした ICT 技術の利活用が取組が進んでおり、早期に全庁的・横断的な推進体制を整え、計画的な導入に向けた検討を行うことが求められています。

② その対策

- ・ライブカメラや各拠点間のネットワーク機器、サーバー機器などの適切な維持管理を行います。
- ・光基盤を活用したオンライン手続きなど、引き続き情報化への対応を進め、行政運営の効率化、住民の利便性向上に取り組めます。

(2) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	地域情報通信基盤運営事業	市	

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・情報通信系施設の管理に関する基本的な方針

維持管理の手法について、アセットマネジメントの考え方を導入し、施設の長寿命化並びに修繕及び更新に係る費用の縮減を図ります。

大規模災害時における情報通信体系の確保を図るための整備・補修を推進します。

公共施設等の整備を行う場合は、公共施設等の管理に関する基本的な考え方に則って、公共施設等管理運用検討委員会において事前検証の上整備を行うものとします。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備

① 現況と問題点

国道及び県道については舗装率が100%となるとともに、市街地へのアクセス改善が図られ、利便性が向上しました。市道については市街地と周辺地域を結ぶ未改良路線の整備を進めていますが、十分に整備されたとは言い難い状況にあります。さらに、耐用年数が経過している路線が多く、橋梁については、長寿命化計画に基づいた今後の整備が急がれます。

② その対策

- ・市道の改良については、緊急性の高い未改良路線の整備を引き続き進めます。また、舗装の耐用年数を過ぎた路線については、優先順位や緊急性を考慮の上、計画的に整備を促進します。
- ・橋梁については、長寿命化計画に基づき、計画的に整備を進めていきます。
- ・国道や県道については、幅員が狭くカーブが連続する箇所の県道改良や歩道の整備などより安全で円滑な交通基盤の推進を図ります。

(2) 交通手段の確保

① 現況と問題点

航路については、平成元（1989）年の高速船の就航により島民の利便性は格段に向上したものの、不安定な社会情勢に起因する原油高騰により、運賃値上げなどの課題を抱えています。また、現在航行中の高速船は、古い船では42年を経過するなど、老朽化による更新が必要となってきますが、建造費用の高騰や造船技術の継承などの問題が就航している多くの離島航路で大きな課題となっています。今後も、航路の維持及び安定的な運航の確保を図りつつ、運賃値上げや高速船の更新など観光振興や島民生活へ大きな影響が波及しないよう対策を急ぐ必要があります。

島民の生活を支える貨物輸送体系については、今後も予想される取扱貨物量の増大・多様化などに対応した港湾施設の整備が望まれます。

航空路については、乗り継ぎへの改善やロケット打ち上げ時等の繁忙期への対応も課題となります。島民や観光客の利便性の向上のため、LCC（格安航空会社）の誘致や要望活動も必要です。

有人国境離島法による航路・航空路の運賃低廉化により、島民などの航路、航空路に対する負担は軽減されましたが、観光客等の誘致のための取組も進める必要があります。

陸上交通としては、平成22（2010）年度から大字地区と中心市街地を結ぶデマンド型乗合タクシーを運行し、高齢者等の移動手段として利用されています。また、中心市街地においては、市街地巡回バスを運行し、各拠点間を結んでいます。中学校の統廃合によって運行を始めたスクールバスについては、学校行事にも活用されるなどの利用の拡大を図っています。

また、島内を縦断する路線バスの利用増や観光バスの運行も課題としてあげられます。令和6年4月から運行をスタートした空港デマンド型乗合タクシーについても、利便性を高め、利用者数増のため周知活動等、取り組んでいきます。高齢化社会の到来を見据え、地域間格差の是正を図る意味でも、利用者の利便性向上と市財政負担の軽減を図りながら、安全で持続可能

な公共交通体系の構築が求められています。

② その対策

- ・ 人流・物流の安全性及び利便性向上を図るための港湾整備、航路の維持及び安定的な運航の確保のための取組を実施していきます。種子島1市2町連携の上、空港利用促進に努めるとともに、LCC(格安航空会社)やジェット機就航に向けた積極的な取組を実施していきます。
- ・ 公共交通のあり方の検討を行い、効果的かつ利便性の高い公共交通体系を構築します。

(3) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	西町上之原線道路改良事業 改良	市	
		安城平松線道路改良事業 改良	市	
		浅川城線道路改良事業 改良	市	
		城上之原線道路改良事業 舗装	市	
		池野線道路舗装事業 舗装	市	
		現和下之町石堂線道路改良事業 舗装	市	
		池野川迎線交通安全対策事業 改良	市	
		甲女川線道路舗装事業	市	
		上之原東町線舗装事業 舗装・排水路改修	市	
		道路舗装補修事業 舗装	市	
	交通安全対策事業 交通安全対策工事	市		
	橋りょう	橋梁補修事業 橋梁補修	市	

4 交通施設の整備、交通手段の確保	(2) 農道	農地整備（通作・基幹）事業【現和地区】 農道改良	県	
		農地整備（通作・保全）事業【住吉地区】 農道・橋梁保全対策	県	
		農地整備（通作・保全）事業【西之表地区】 農道・橋梁保全対策	県	
		農道整備事業【西之表地区】 農道改良・舗装	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	航路航空路運賃低廉化事業（有人国境離島法）	市	鹿児島本土と有人国境離島地域の移動コストの負担を軽減するため、住民を対象に航路・航空路運賃の低廉化を図る。
	(10) その他	地域公共交通活性化協議会運営事業	市	
		河川浚渫工事（湊川・桜園川・今年川川）	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

・交通施設系施設の管理に関する基本的な方針

維持管理の手法について、アセットマネジメントの考え方を導入し、施設の長寿命化並びに修繕及び更新に係る費用の縮減を図ります。

大規模災害時における交通施設体系の確保を図るための整備・補修を推進します。

公共施設等の整備を行う場合は、公共施設等の管理に関する基本的な考え方に則って、公共施設等管理運用検討委員会において事前検証の上整備を行うものとします。

6 生活環境の整備

(1) 水道の整備

① 現況と問題点

水道事業については、安全で安定した水道システムを維持し、渇水対策をはじめ、施設の更新や水源水質の保全等への対応などが求められています。また、水に対する市民のニーズは、多様化、高度化してきており、今後ますますその傾向は強まっていくものと思われます。

各施設整備については、老朽化した送水管や配水管の更新整備を行ってきましたが、今後も有収率向上等の面からも、計画的な管路整備が課題となります。浄水場や管理体制については、集中管理システムの導入で施設の一括管理ができるようになりました。また、施設間の統合など経営の効率化、安定化を図る必要があります。

このように変化する時代の要請を受け、今後の水道事業には、人口や企業減少による需要の減退の中で、経営の健全化とともに清浄で安全な水をいかに安定して供給するかということが問われています。

(参考：水道施設の状況、令和6(2024)年度)

区分	給水戸数	給水人口 (人)	年間給水量 (m ³)	1日給水量		
				1日平均 (ℓ)	1人平均 (ℓ)	
上水道	阿曾・西京	4,967	8,947	1,289,528	3,532,953	395
	住吉	394	674	96,910	265,507	394
	安城	108	189	27,689	75,860	401
	古田	117	213	31,645	86,699	407
	牧之峯	16	26	3,955	10,836	417
	現和	518	856	122,624	335,956	392
	安納	272	488	71,201	195,071	400
	岳之田	53	98	13,844	37,929	387
	国上	994	1,679	243,270	666,493	397
	南部	266	422	61,312	167,978	398
	深川	68	108	15,823	43,351	401
	計	7,773	13,700	1,977,801	5,418,633	396

② その対策

- ・耐震化を基本とした水道施設更新を図り、今後予測される人口減少に伴う水需要の減少にも対応可能な施設への転換を検討します。また、施設の効率的な運転管理を図り、設備の統廃合や規模の適正化に努め、持続可能で健全な水道事業経営を目指します。

(2) 下水路及び下水道整備

① 現況と問題点

生活排水の増大や新たな住宅地の開発に伴い排水量が増加し、豪雨時に度々浸水する箇所が

あるため、新たな下水路の整備を図る必要があります。

また、環境保全と快適で住み良い生活環境づくりのため、側溝などの整備を進めていく必要があります。

② その対策

- ・中心市街地の雨水対策については、既設の都市下水路を見直し浸水被害軽減のため、今後、計画的に下水路整備を進めていきます。
- ・快適な生活環境の確保と公共用水域の保全を図るため、側溝や水路等について計画的に整備します。
- ・生活排水処理施設については、合併処理浄化槽の設置を推進し、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

(3) 環境衛生対策

① 現況と問題点

自然環境保全のため、市民総参加の海岸清掃を実施するとともに、ごみ処理手数料の有料化、拠点収集の実施に伴い、ごみの減量化及び適正処理や環境問題に関しての市民の意識や関心が高まりつつあります。

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、小型合併処理浄化槽を設置する者に対して補助を行っています。

快適な生活環境を維持するためには、生活排水やごみなどの適正処理、自然環境保全の普及・啓発に取り組む必要があります。

② その対策

(ア) 環境衛生対策の推進

- ・合併処理浄化槽の年間70基設置を推進します。
- ・合併処理浄化槽への設置替えを強化するため、補助制度の充実を検討します。

(イ) 自然環境の保全

- ・市民一斉海岸清掃を実施します。
- ・海岸漂着物などの収集を実施します。
- ・広報・啓発活動を積極的に推進します。
- ・温室効果ガス排出量抑制対策を検討します。

(ウ) 適正な廃棄物処理

- ・コンポスト・電動生ごみ処理機のさらなる普及を図ります。
- ・不法投棄防止の看板を設置します。
- ・西京苑においては、適正な一般廃棄物処理（水処理）を実施します。
- ・西京苑においては、資源化（堆肥化）処理方式による余剰汚泥（生ごみ含む）処理を実施します。

(4) 住環境の整備

① 現況と問題点

(ア) 海岸保全

本市海岸の4分の1が海岸保全指定を受けています。指定海岸については、年次的に整備が進められていますが、さらに国土保全と生活の安全を確保するため、計画的に保全施設整備を促進する必要があります。

(イ) 景観づくり

ハイビスカスの里親や地域、各種団体の景観づくりを支援します。

(ウ) 砂防対策

本市には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域が106箇所あり、そのうち危険地域に指定された地域が16か所、また、砂防法に基づく砂防指定地が37溪流あり、今後も引き続き、危険度、緊急度の高い土砂災害警戒区域等から、年次的に整備を進めていく必要があります。

(エ) 河川改修

本市には、県管理の2級河川が4河川、市管理の準用河川が10河川、普通河川が32河川あり、2級河川の甲女川、湊川の整備が進められています。

準用河川のうち2河川については整備済ですが、未整備箇所が多いため、今後も引き続き整備を図っていく必要があります。また河道確保や寄洲除去、浚渫等定期的な維持管理を行っていく必要があります。

(オ) 水資源の確保

本市の水道事業の現状は、ほぼ全域に安定供給を行っていますが、地形的に水源が乏しいため、水の保水力が不足しており、森林保全の推進と水源の開発が求められています。また、経営安定化及び安全で安心な水を提供するため、簡易水道及び集落水道の上水道への統合を完了しました。

② その対策

(ア) 自然環境に対応した海岸の保全

- ・海岸保全指定の未整備地区については、緊急度の高いところから順次、整備を推進します。

(イ) 地域特性を生かした景観づくり・庭園化活動の推進

- ・ハイビスカスの里親や景観づくりへの市民参加を促し、花と緑を感じられる地域の街並みづくりを推進します。

(ウ) 災害を未然に防止する砂防対策

- ・計画的に保全施設の整備を行い、安全で安心できる生活環境の促進を図ります。

(エ) 自然環境に配慮した河川の改修

- ・未整備の河川については、治水とあわせて、自然環境に配慮した整備を計画的に促進します。

(オ) 安定供給のための水資源の確保

- ・水資源確保や環境整備等について、関係行政機関との連携はもちろんのこと、広報活動を進めながら、住民意識の確立に努めていきます。

- ・安全で安心な水を供給するために、施設の維持管理や、老朽施設の更新を進め、また、災害に強い施設とするため耐震化を進めていきます。
- ・料金の改定など、維持コストの縮減や効率的な事業運営により、経営の健全化を図っていきます。

(5) 防災

① 現況と問題点

本市における災害発生の要因は、主に、台風、大雨などの自然災害によるものでしたが、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、大規模地震による津波被害が想定され、本市においても南海トラフ巨大地震などへの対策が必要となり、国により「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

また、近年激甚化する台風・土砂災害に対しても、さらなる対策が求められています。これまで河川改修、治山、急傾斜地崩壊対策など計画的に整備を進めていますが、これらの河川や危険箇所等の整備拡充をさらに進めるとともに、避難場所・避難路の整備、災害発生時の非常用品の備蓄などの対策を充実していきながら、災害時要配慮者対策の推進、自主防災組織の育成強化や防災訓練の実施、出前講座等による市民の意識を更に高めていくことで自助・共助の意識を啓発し減災につなげていく必要があります。

また、あわせて年々増加傾向にある救急搬送や多様化・激甚化する災害に対応していくため、消防・防災施設の充実や大震災時を想定した施設等の整備、消防団員の確保と訓練の充実、資機材の整備など体制の強化を図る必要があります。

② その対策

(ア) 自助・共助の強化

- ・自然災害などの危機事象に関する知識の向上に努めます。
- ・地域の防災活動リーダーづくりに努めます。
- ・防災資機材や備蓄品などの整備に関する支援体制を構築します。
- ・地域の防災訓練の充実を図ります。
- ・避難行動要支援者の対策を進めます。
- ・自主防災組織の育成強化を図ります。

(イ) 公助の強化

- ・自然災害などの危機事象に関する対応計画の充実を図ります。
- ・防災資機材や備蓄品の整備を行い、市民の安全・安心の確保を図ります。
- ・防災情報システム等を活用した緊急連絡体制の維持・強化を図ります。
- ・危機事象発生時に正確な情報を迅速に収集伝達し、指揮命令システムの維持のためにも、情報通信機器の整備・維持を行います。
- ・避難道路の確保と整備を図ります。
- ・救急救命や災害等対応能力の強化のため、消防本部・消防署の機能強化・資機材等整備及び能力維持を図ります。
- ・消防団への参加促進、施設の整備など消防団の充実強化を図ります。
- ・大震災に対応できる施設・設備等の整備を図ります。

(ウ) 連携協働による防災・減災対策の推進

- ・ 防災訓練などを通じ、自主的な災害対応力を育成し、関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 民間企業や関係組織などとの災害時応急活動や受援等に関する協定を締結し、防災体制の強化を図ります。
- ・ 自主防災組織などの防災関連組織と消防団の連携強化を図ります。

(6) 住宅環境整備

① 現況と問題点

本市では、生活水準向上、住生活の近代化のため、老朽・狭小公営住宅の建替の必要があり、令和4年度より、鴨女町団地において老朽化している市営住宅の集約・建替を行っています。

全国的な物価高騰や人手不足、自衛隊馬毛島基地（仮称）整備の影響により、住宅不足や家賃の高騰はまだしばらく続くと思われませんが、移住の相談や問い合わせは増加傾向にあることから、受け入れのための住まいの環境整備が必要です。

全体の過疎化と市街地への人口集中による二重過疎に歯止めをかけ、大字地域の若者流出対策、また、本市への移住・定住の促進策を講じるためにも、良好な住宅供給、良質な住宅ストックの確保が求められ、周辺環境にも影響を与える危険な空き家の対策とともにその活用策も講じていく必要があります。

(参考：市営住宅の戸数)

(単位：戸)

年度	総数	木造等		準耐火 (簡耐火2F含)	耐火
		木造	簡耐火		
平成30 (2018)	449	36	66	55	292
令和2 (2020)	444	34	66	52	292
令和4 (2022)	437	33	66	46	292
令和6 (2024)	414	30	46	46	292

② その対策

- ・ 市営住宅の経常的修繕や大規模修繕、老朽化で危険な住宅の解体等を計画的に行います。
- ・ 危険な空き家について、調査や指導等を行うなど対策に努めます。
- ・ 大字地域を中心とする定住促進に向けた住宅施策を推進します。
- ・ 空き家・空き地を活用した住宅等の確保や空き家バンク制度の拡充など空き家の有効活用に関する取組を進めます。

(7) 都市公園

① 現況と問題点

都市公園は施設の老朽化が進んでいることから、子どもの遊具など施設整備の充実や利用促進のために施設の更新整備等を進めていく必要があります。緑地は、憩いと潤いの場としての整備が課題です。近年の健康ブームにより、ウォーキングやジョギングを行う市民が増加していることから、安心・安全な施設整備も必要となっています。

(参考：都市公園の状況)

区分	施設	面積 (ha)
街区	栄町公園	0.11
街区	東町公園	0.05
街区	花里浜公園	0.25
街区	新城公園	0.14
近隣	美浜公園	1.01
近隣	嘉永山公園	4.50
特殊	中央墓園	3.90
総合	わかさ公園	11.90
計		21.86

② その対策

- ・都市公園の便所、遊具施設、駐車場、散策道などの整備・充実に努めます。

(8) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	老朽管更新事業 耐震管路への更新	市	
		機械設備更新事業 ろ過機・ポンプ設備・非常用 発電機の更新	市	
		浄水場等（配水池）整備事業	市	
		水道管路緊急改善事業	市	
	(2) 下水処理 施設 その他	小型合併処理浄化槽設置整備 事業 設置補助	市	
		都市下水路整備事業	市	

5 生活環境の整備	(5) 消防施設	小型動力ポンプ整備事業	市	
		防火水槽設置事業	市	
		消防車両整備事業	市	
	(6) 公営住宅	公営住宅解体事業	市	
		公営住宅改修事業	市	
		公営住宅等整備事業	市	
		公営住宅管理事業	市	
	(7) 過疎地域 持続的発展特別 事業 環境	環境衛生事業 ごみ資源・減量化	衛生自治会	資源ごみ拠点収集、生ごみ処理機の導入補助を行い、ごみの減量化や資源化に取り組み、きれいな地域づくりを推進する。
	(8) その他	急傾斜地崩壊対策事業 【上能野】	県	
		急傾斜地崩壊対策事業 【浦田】	県	
		県単急傾斜崩壊対策事業 【西町地区】	市	
		交通安全施設整備事業	市	

(9) 公共施設等総合管理計画との整合

・生活環境系施設の管理に関する基本的な方針

維持管理の手法について、アセットマネジメントの考え方を導入し、施設の長寿命化並びに修繕及び更新に係る費用の縮減を図ります。大規模災害時における交通通信体系の確保を図るための整備・補修を推進します。

公共施設等の整備を行う場合は、公共施設等の管理に関する基本的な考え方に則って、公共施設等管理運用検討委員会において事前検証の上整備を行うものとします。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子ども・子育て支援の充実

① 現況と問題点

就労の多様化や女性の社会進出、家族形態の変化等による子育てに対する経済的・心理的・肉体的な負担や悩みにより、保護者の幼児教育・保育ニーズの多様化も進んでいます。

子ども医療費助成制度は、令和7年4月診療分から、世帯の課税区分に関わらず対象児童全員が、窓口負担無料（現物給付）となりました。幼児教育・保育の無償化や保育料の軽減による経済的支援に加え、休日保育や病児・病後児保育など更なる充実が求められており、子どもの最善の利益と、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現、子育てと仕事の両立を支える子育て支援の必要性がますます高まっています。社会のあらゆる分野において、それぞれが役割を果たし、相互に協力していくことが課題となっています。

② その対策

(ア) 子どもの育成支援

- ・ 児童手当の支給により子どもの健やかな成長を支えます。
- ・ 子どもの医療費に係る負担の軽減を図ります。
- ・ 出生児・満1歳児をもつ保護者に対し、子育てを応援する取組を行います。
- ・ 特別児童扶養手当の県への進達を確実に実施します。
- ・ 保育所入所及び幼稚園入園に係る経済的負担の軽減を図ります。

(イ) 母子保健の推進

- ・ 母子の健康に関する健診・教育・相談を成長の各時期に応じて実施します。
- ・ 多種多様化する子育て環境の変化に応じて相談体制を充実します。

(ウ) 地域における子育て支援体制の充実

- ・ 一時預かりの拡充と病児・病後児保育の実施に向けて努力します。
- ・ 放課後児童クラブの質の向上に努めるとともに環境整備を推進します。
- ・ こども総合センターの機能を充実させて、子育て世代の支援に努めます。
- ・ 行政、学校、地域の連携により切れ目のない支援に取り組めます。
- ・ こども家庭センターの設置に向けて検討を行います。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 現況と問題点

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を迎え、さらにその先を展望すると、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年には、医療・介護のニーズが急増する一方で、現役世代の人口減少に伴い医療・介護の「支え手不足」が懸念されています。

こうした状況の中、誰もがいくつになっても住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるようにするため、それを支える仕組みである「地域包括ケア（医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等に係る包括的・継続的な支援）」の重要性は、今後ますます高まっています。

また、高齢者が一方的に「支えられる側」にいるのではなく、一人ひとりが役割を持ち、お互いに支えあいながら生きがいをもって暮らしていける「地域共生社会の実現」に向けて、自助・互助・共助・公助のそれぞれが役割分担をしながら、地域包括ケアシステムの深化・推進

に向けた取組を充実させていく必要があります。

② その対策

(ア) 生活支援サービスの充実

- ・正しい認知症の知識の啓発と合わせ、認知症の方及びその家族の方に対する支援を行います。
- ・多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進します。
- ・介護・認知症・虐待など、各種相談に応じ、適切なサービスへと繋ぐため関係機関と連携します。
- ・地域での見守り・声かけ・介護予防活動などの取組を支援し、あわせて地域における支援者の人材確保・育成に努めます。

(イ) 高齢者の社会参加の促進

- ・社会参加することが介護予防に繋がることから、様々な社会参加の機会の創出に努めます。
- ・高齢者の社会参加を支援する人材の育成に努めます。
- ・単位老人クラブ・老人クラブ連合会やシルバー人材センターの活動を支援します。
- ・高齢者の健康増進、介護予防活動を支援するための事業を展開します。

(3) 地域福祉の充実

① 現況と問題点

高齢化の進展と地域経済の極度の低迷により、社会的支援なくしては自立した生活を送ることができない世帯が増加しています。障がい者を含めた要援護者に対する、昔からの慣習により地域で協力して引き継がれてきた見守り・声かけ活動を再認識し、関係機関との連携や支援体制を構築の上、地域全体で支え合う社会づくりが求められています。要援護者の現状に合わせたサービス内容の検討が必要になるとともに、社会参加を促進するための交流の場の整備及び働く場の充実、住民の理解と協力体制の整備を図る必要があります。

② その対策

(ア) 障がい者の自立支援

- ・障がい者などの自己決定の尊重と意思決定の支援を行います。
- ・障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施を推進します。
- ・就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備を推進します。
- ・相談支援体制の充実と、課題を共有し解決を図るため協働していく機関の機能強化を図ります。

(イ) ひとり親家庭の自立支援

- ・児童扶養手当の支給により経済的負担の軽減を図ります。
- ・ひとり親医療費の負担軽減を図ります。
- ・ひとり親家庭の自立促進のため、安定就労に向けた職業訓練などへの支援を行います。
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付の県への進達を確実に実施します。

(ウ) 生活困窮者の自立支援

- ・関係機関（弁護士、年金機構、ハローワークなど）を利用した相談・窓口体制を敷き、くらしサポートセンターや地域包括支援センターとの連携を図りながら生活基盤の安定を図ります。経済的困窮者には金銭支給も合わせて行い、自立助長を図ります。

（エ）地域福祉活動の推進

- ・各種団体への事業及び運営支援を行います。
- ・被災者など要支援者へ必要な給付を行います。
- ・交流事業・検討会議などを開催（参画）します。
- ・要支援者向けに相談会を開催します。
- ・各地域における多様なニーズや要支援者を把握するツールなどの作成に取り組みます。

（４）計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（８）過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費給付事業	市	18歳までを対象に保険診療による医療費の自己負担分を現物給付することにより、子育て世代の負担軽減と子どもの健やかな成長が保障されるような取組を進める。
		子ども家庭総合支援拠点運営事業	市	全ての子どもやその家庭、妊産婦への支援を行う。
		一時預かり事業 一時保育	市	一時的に家庭での保育が困難となった場合、保育所において児童を一時的に保育する。
		放課後児童健全育成事業 児童クラブ設置	市	児童を健全に育成するとともに、児童が放課後、安心して過ごせる場所を提供する
	高齢者・障害者福祉	高齢者等配食サービス事業	市	在宅で日常生活を営むことに支障がある高齢者や障がい者に対し、食事の支援を行うことにより、低栄養の予防など食生活の改善と孤独感の解消を図り、あわせて安否確認を行う。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障害者福祉	老人クラブ育成事業補助金	市	高齢者の生きがいをづくりや健康づくりを推進する。
		在宅高齢者等自立支援事業	市	在宅での介護サービスの充実を図り、精神的・経済的な負担を軽減する。
	その他	生活困窮者自立支援事業包括的な支援	市	地域社会から孤立した生活困窮者を早期に把握し、自立支援につなげる。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

・保健・福祉系施設の管理に関する基本的な方針

施設を継続的に維持するため、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施するなど予防保全型の維持管理を実施し、ライフサイクルコストの縮減および整備・保全に関する財政負担の軽減化や平準化を図ります。また、指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者との連携を密に図り、効率的な維持管理・運営に努めます。

指定避難施設は、災害時において安全な避難生活が確保できるよう、必要な設備等の整備を図るとともに、老朽化対策を進めます。

公共施設等の整備を行う場合は、公共施設等の管理に関する基本的な考え方に則って、公共施設等管理運用検討委員会において事前検証の上整備を行うものとします。

8 医療の確保

(1) 健康づくりの推進

① 現況と問題点

市が実施しているアンケート調査によると、日頃から自己の健康管理に取り組んでいる人の割合（91.3%）が高い数値を示している反面、自分を健康だと思ふ人の割合（56.9%）は約6割でさほど高くなく、健康に何らかの不安を持っている市民が多いことが窺えます。健康づくりには、まず自分の健康状態を知ることが大切ですが、健康診査の受診者や各種健康教室等の参加者が少ない上に、固定化していることもあり、事業拡大や継続的支援につながらない状況です。本市の国保特定健診受診率は以前から低く、令和5（2023）年度の受診率は、43.1%であり、目標（51.5%）には達していない状況です。

そういった現状から、市民の意識を醸成させるため、平成27（2015）年4月に健康づくり推進条例を制定し、健康づくりに関する基本的理念並びに市民、事業者、地域団体、自治会等及び関係団体の役割並びに市の責務等を定めることにより、市民の健康の維持及び増進を図り、持って市民の福祉向上に寄与することを目的としています。また、令和7年4月に西之表市健康増進計画（すこやか西之表21（第2次））を策定しています。健（検）診等の長期未受診者や若年層、節目健診対象者への受診勧奨を積極的に推進して受診率の向上を図り、健康相談、健康教育等のあらゆる機会をとらえた啓発と個々人の取組を支援する各世代に応じた環境づくりが必要です。

② その対策

(ア) 各世代に応じた保健事業の実施

- ・市民ひとりひとりが健康づくりに取り組めるよう、健康に関する情報発信及び健康づくりの機会の提供など、広報活動を広く行い、健（検）診受診率向上を目指します。
- ・国保特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上により、生活習慣病の発症及び重症化予防を目指します。
- ・国保レセプトや健診データの分析結果を利用した保健指導・医療機関への適正受診勧奨により疾病の重症化予防を目指します。
- ・がん検診の受診率向上を目指し、各種がんの早期発見、早期治療につなげます。

(イ) 健康づくり推進体制の充実

- ・健康づくり推進員などの協力を得ながら、各地域主催の健康づくり教室などを推進していきます。
- ・健康増進を啓発するための健康づくり教室や、市民自ら健康管理ができるようにするための健康相談や健康教育を、保健センターで積極的に実施し、市民が保健センターを利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・市民の健康づくりのために十分な保健事業を提供し、多くの市民が支援を受けられる体制づくりを目指します。

(2) 医療及び医療保険体制の充実

① 現況と問題点

本市の医療体制は、令和4（2022）年12月末現在、医療機関が病院2、診療所2、歯科診療

所 4 で、医療スタッフは医師 33 人、歯科医師 8 人、薬剤師 18 人、助産師 6 人、保健師 17 人、看護師 150 人、准看護師 93 人であり、令和元年度以降 3 医療機関の閉鎖、また看護師の慢性的な不足をはじめ、医療従事者が不足しています。令和 5 年度から人材の確保、定着のため西之表市医療人材対策事業を開始し一定の人材確保にはつながりましたが、離職者もいるため、引き続き、人材確保また定着のための対策が必要です。

搬送体制については、日中は主にドクターヘリを運用し、天候不良時には防災ヘリや自衛隊ヘリで対応しています。夜間は自衛隊ヘリによる搬送体制を確保していますが、ドクターヘリの夜間運行実現に向けた要望活動を行っており、夜間搬送体制のさらなる強化が必要です。

(参考：医療関係従事者数の推移)

各年 12 月 31 日現在

年度	医師	医師一人当たりの人口	歯科医師	歯科医師一人当たりの人口	薬剤師	看護師	准看護師	保健師	助産師
H30 (2018)	29	516	6	2,496	23	159	119	17	7
R 2 (2020)	30	483	8	1,814	22	164	112	16	5
R 4 (2022)	33	420	8	1,731	18	150	93	17	6

② その対策

(ア) 医療機関の充実・連携による地域医療体制の整備

- ・医療圏における適正な医療体制の整備に努めるよう県に要請するとともに、周辺自治体や医療機関等との連携を図り、離島救急医療施設運営費補助金事業を活用し、地域医療体制の整備に努めます。

(イ) 医療保険制度の安定運営

- ・持続可能な医療保険制度を堅持するため、適用・給付の適正化を図り、財政の公平・公正な負担と健全化・安定化に努めます。

(ウ) 緊急医療体制の整備

- ・地域住民がいつでも安心して医療が受けられるように、第 2 次救急医療体制をさらに充実するとともに、ドクターヘリの適切運航と関係機関との連携強化、また、ヘリポート設備等の整備に努めます。

(3) 周産期医療体制及び環境の充実

① 現況と問題点

本市のみならず、種子島の周産期医療は 1 市 2 町による一部事務組合で設置している「種子島産婦人科医院」が一手に担っています。平成 28 年竣工後、施設設備等の経年劣化等による修繕や更新が必要となります。

過疎地域において周産期医療体制の維持は非常に難しい状況になっていますが、環境整備やこれまでの取り組みによって充実しつつあります。本市においては、令和 3 年度から常勤医師 2 名体制を確保できており、産科はもちろんのこと婦人科や不妊外来など、これまで専門科がなく、島内での治療や受診ができなかった分野にも積極的に取り組み診療体制の充実が図られています。本市において、少子高齢化及び過疎化は進み、全国的にも晩婚化や晩産化、また未婚率の上昇により出生数が低下しています。若者の定住や U I ターン、少子化対策などの施策

と極めて大きな関わりがあり、医療専門職員確保とともに今後も継続的に取り組んでいきます。

② その対策

長期的、安定的な周産期医療を確保するため、熊毛地区医師会や県医師会をはじめ、鹿児島大学病院、地元の医療機関関係者と連携・協調を図りながら、種子島1市2町が協議を深める中で、より良い方向性を見出していきます。また、高度情報網の利活用についての検討及び不妊治療や婦人科検診等への積極的な取り組みを推進し、地域住民の負担軽減と医療提供体制に対する安心感の向上を目指します。

9 教育の振興

(1) 学校教育の充実

① 現況と問題点

変化する社会生活に必要な確かな学力を培い、倫理観をはじめとする豊かな人間性を育む道徳教育を充実させ、忍耐力を備えた心身ともにたくましい人づくりを目指すことが課題となっています。また、社会の変化に伴い、子どもの数が減少しており、特に市内の小学校は、小学校 11 校のうち休校 1 校、複式学級を有する学校が 8 校となっています。このような中、各学校では小規模校のよさを生かした学校経営を行うとともに、市としても「小規模特認通学制度」や「種子島しおさい留学」の拡充を図り、特色ある教育活動の推進を行う必要があります。併せて、児童生徒の生活基盤である家庭や地域の教育力を高めるため、学校・家庭・地域の一層の連携強化も課題です。そのため、学校教育では、児童生徒個々に応じたきめ細かな教育を充実させるため、人的な配置や教職員の指導力向上を図る必要があります。

老朽化が著しい学校施設については、2019 年度に策定した学校施設長寿命化計画等に基づく計画的な整備改修を行い、適切な維持・管理に努めるとともに、GIGA スクール構想に伴うタブレット端末等の ICT 機器の活用を推進していく必要があります。信頼され開かれた学校づくりのために、地域との連携を一層密にした学校評価の充実も必要です。

また、食育の推進並びに児童生徒の心身の健全な発達に資する給食センターについても、施設等の老朽化が進んでおり年次的な施設改修や調理機器等の更新が必要となっています。

少子化の影響に加え、市外の高校へと進学する生徒が多くなっていることから、種子島高校の生徒は減少傾向にあり、定員割れの状態が続いています。種子島高校の存在は、地域の活力を維持するうえで大きな役割を担っていることから、種子島高校の魅力向上（進学率の向上、独自の学びを提供できる機会の提供等）や、市内でも幅広い学びや体験を得ることができるような環境整備を進め、生徒数の維持・増加を図っていく必要があります。

② その対策

(ア) 自ら学び自立する力をはぐくむ教育の推進

- ・各校の校内研修に指導主事が積極的に参加し、授業改善への指導・助言を行います。
- ・諸学力検査の分析結果を指導法改善に生かす研修を充実します。
- ・地域の人材活用及び小規模校の合同職員研修を支援し、児童生徒の学力向上、教職員の資質向上を図ります。
- ・幼・保・こ・小・中・高の連携を強化します。

(イ) 規範意識を養い、豊かな心をはぐくむ教育の推進

- ・各校のいじめ防止基本方針の徹底を図ります。
- ・「特別の教科 道徳」の充実を図ります。
- ・いじめ、不登校については、早期発見・早期解決のために組織力の向上を図るとともに、教職員のカウンセリング能力の向上に努めます。
- ・郷土の伝統行事、文化にふれる体験的活動及び勤労奉仕活動、ボランティア活動などの体験的活動を充実します。
- ・関係機関と連携して、幼児・児童生徒の実態把握に努めます。

(ウ) 健やかな体をはぐくむ教育の推進

- ・教科体育などにおいて運動量確保に努めます。
- ・各学校と連携して、市主催行事への参加数を増やします。
- ・歯と口の健康に関するポスターの作成を通して、歯の大切さについての認識を高めます。
- ・市学校保健会において、市の現状を鑑みた研究テーマを設定し研修を充実します。

(エ) 教育環境の整備・充実

- ・学校施設長寿命化計画等に基づいて、教育環境の整備に努めます。
- ・奨学金制度の利活用向上や奨学金免除制度による経済的負担軽減に努めます。
- ・給食センター施設の維持・管理に努めるとともに調理機器等の計画的な更新を行います。
- ・種子島高校の魅力向上に向け、魅力の発信を推進するとともに、生徒の学習環境整備や保護者の経済的負担の軽減等を行います。また、市内外から種子島高校へ進学する生徒数の増加に向け、離島留学などの取組を推進します。

(2) 社会教育の充実

① 現況と問題点

人間性豊かでたくましく生きる市民の育成を目指して、幼児から高齢者に至る生涯学習各時期の学習要求に応えられるよう、家庭教育学級、寿大学、高齢者学級を開設しています。また、生涯各期に応じた生涯学習市民講座や研修等を開催しているほか、生涯学習の拠点となる市民会館や市立図書館、各学校、勤労青少年ホーム、市民体育館、種子島開発総合センター、各地区・自治公民館を生涯学習センターと位置付け、市や地域の中核的な学習施設として整備活用を図り、社会教育の場を提供しています。青少年の育成にあたっては、異年齢の青少年団体による様々な生活体験や活動体験の場を提供するとともに、青少年の自主的・主体的な団体活動が円滑に行われるように、指導者やジュニアリーダーを養成し、青少年育成の環境づくりに努めています。

生涯学習の場、機会の提供はある程度なされていますが、今後は、多様化するニーズに対応する様々な学習メニューの提供、新規受講生の獲得を進めていく必要があります。施設面では、社会教育施設のほとんどが老朽化してきており、適正な維持管理、計画的な補修、修繕が必要となってきます。

社会教育の推進を図る基盤となる家庭教育の充実については、ライフスタイルに応じた各種講座を他部署と連携しながら行う必要があります。また、各種団体等については、特に女性層や高齢者層で顕著な組織離れ、役員のなり手不足が懸念されます。

② その対策

(ア) 生涯学習機会の充実

- ・関係団体や機関がそれぞれ目標とする学習テーマを設定して取り組めるように、体制の整備充実を図ります。
- ・市民講座については、市民の学習ニーズを把握し、ニーズに沿った講座、学習機会を提供できるようにします。
- ・養成講座など、学習を公表できる場、技能を生かせる機会を提供します。
- ・自主講座については、その育成のため積極的に支援します。

(イ) 社会教育団体の育成・支援

- ・各種社会教育団体の現況やニーズを把握し、活動の支援を行います。
- ・各種研修会や養成講座への参加を支援します。
- ・各種団体相互の交流会や研修会を実施し、会員の親睦と団体相互の連携を推進します。

(ウ) 社会教育環境の充実

- ・様々な研修会や協議会を開催することで、参加者・関係者の連携や共通理解を深めます。
- ・社会教育に関する各種情報について、広報啓発していきます。
- ・学習者が得た知識や技能を生活の中で生かせるように、活躍の機会を提供します。

(エ) 青少年の健全育成

- ・青少年育成市民会議や問題協議会を開催し、青少年問題への対策・対応について協議していきます。
- ・各校区や地域において補導活動を行い、青少年の非行を未然に防止し、健全育成を図ります。
- ・体験型の学習活動をとおして、青少年の豊かな心やたくましく生きる力を育みます。

(オ) 社会教育施設整備の充実

- ・安心・安全な施設として市民が利用できるよう、適正な施設整備や管理に努めます。
- ・利用しやすい施設として運営するために、必要に応じて適切な管理体制を整えます。
- ・老朽化した施設については、年次的・計画的に修繕や改修を行い、新たに移設等の検討を進めていきます。

(3) 社会体育の充実

① 現況と問題点

市民の健康への関心の高まりなどにより、誰もが、それぞれの年齢や体力・技術・興味・目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が必要です。

本市では幅広い年齢層により多様なスポーツやレクリエーションが取り組まれています。老朽化した体育施設が多く、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ場を整備するとともに、指導者の育成・確保並びに資質の向上を図るなど指導体制を充実・強化するなどの対策が必要です。

② その対策

(ア) 体育施設の充実

- ・市民が満足できる体育施設にするため、年次的な整備を検討します。
- ・今後の体育施設の管理運営については、関係機関と連携しながら進めていきます。

(イ) スポーツ・レクリエーションの振興

- ・幼児期からスポーツ・レクリエーションに親しむ場を設けます。
- ・スポーツ団体の指導者の確保・育成や資質の向上、指導体制の充実・強化を図ります。

(4) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設	小学校施設改修事業	市	
		校舎	小学校施設整備事業	市
		中学校施設改修事業	市	
		中学校施設整備事業	市	空調施設を含む
	教職員住宅	教職員住宅施設改修事業	市	
	スクールバス ・ポート	スクールバス管理事業	市	車両維持管理及び運行管理
		給食施設	給食センター調理機器等更新事業	市
	(3) 集会施設、 体育施設等 体育施設	市営グラウンド整備事業	市	
	(4) 過疎地域 持続的発展特別 事業 義務教育	学校給食費無償化事業	市	義務教育期間中の児童生徒の給食費を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図る。
		修学旅行費助成事業 修学旅行費の補助	市	高度へき地学校以外の対象者の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。
		特認通学制度利用児童通学費補助事業	市	小規模校特別認可校に通学する児童の通学費負担の軽減を図る。
		「種子島しおさい留学」 里親補助金交付事業	市	市内の小学校に転入学（留学）を希望する児童を市内に受け入れ、教育活動の充実及び地域の活性化を図る。

8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展特別 事業 高等学校	高等学校魅力化支援事業	市	種子島高校の魅力発信と 学習環境整備を推進し、 進学者増加を図る。
---------	-----------------------------------	-------------	---	---

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

・教育振興系施設の管理に関する基本的な方針

施設を継続的に維持するため、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施するなど予防保全型の維持管理を実施し、ライフサイクルコストの縮減および整備・保全に関する財政負担の軽減化や平準化を図ります。

指定避難施設は、災害時において安全な避難生活が確保できるよう、必要な設備等の整備を図るとともに、老朽化対策を進めます。

公共施設等の整備を行う場合は、公共施設等の管理に関する基本的な考え方に則って、公共施設等管理運用検討委員会において事前検証の上整備を行うものとします。

10 集落の整備

(1) 集落の整備

① 現況と問題点

本市は、小学校単位で12の校区に分かれており、各地域で自立的な自治がなされていますが、人口減少や高齢化により、地域の担い手不足やコミュニティの希薄化など、各地域における課題は多く、今後ますます、自治機能を維持していくことに厳しさが増していくと思われます。そのような中、令和3年度から令和5年度にかけて、各校区単位で、「地域ワークショップ」を開催し、地域住民による課題の洗い出しを行い、地域住民で課題を共有し、未来ある地域づくり・地域力の向上にむけ、「地域実行計画」・「地域計画」を策定し、課題解決に動き出しました。しかしながら、現状課題を抱える中での動きであるため、地域間に差があることも事実です。地域課題の解決は、市全体の課題解決へ繋がると同時に、持続可能な地域づくりのため、地域の維持は不可欠であり、取り残すことなく、地域支援の取り組みを進めていかなければなりません。

・地域の人口状況

人口20人以下の地域は、全96地域中、12地域あり、そのほとんどが市内の南～南東部方面に位置し、令和4（2022）年度には、2自治会による再編が行われ、それにより1自治会が減りました。

一方、人口が多い地域は、西之表港に近い中心市街地付近に集中しています。特に、松島地域は1,180人弱の人口で、隣接する野首・中西・中目（西之表）・美浜町地域と合わせると市の人口の約4分の1にあたる住民が居住しており、中心部に集中していることが伺えます。さらに、12校区中、榕城・下西校区に、市の人口の7割近くが集中しており、人口の偏在化が顕著となっています。

・世帯数の状況

世帯数の状況も人口の状況に比例して、南～南東部が少なくなっています。その地域に位置する22自治会のうち、7自治会が10世帯以下となっており、世帯の減少が危惧されます。

・高齢化率50%以上の自治会

過疎・高齢化などで人口の50%以上が65歳以上の自治会は、令和7年5月末で40自治会となっています。また、自治会の47自治会（全体の49%）が50世帯未満の小規模集落となっており、自治会活動の運営・維持が厳しくなっています。

② その対策

(ア) 地域との協働の推進

- ・行政連絡員総会を開催し、情報提供を行います。
- ・12の校区代表者で組織する区長会と定期的に意見交換の場を設け、地域支援に関する施策や地域課題など共有し、ともに、課題解決に向けた検討を行います。
- ・地域課題及び地域資源の把握に努め、地域、集落支援員、地域おこし協力隊、市民活動団体、民間企業等、多様な主体と連携し、それぞれの強みを生かし、地域課題の解決や

地域価値の創出に取り組みます。

- ・地域と協働して策定した、「地域実行計画」「地域計画」の見直しやブラッシュアップを図り、持続可能な地域づくりに取り組みます。

(2) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特別 事業 集落整備	校区・集落支援事務事業 地域維持活性化交付金	市	全校区と全自治会に交付金を交付し、地域と市全体の活性化を推進する。また、地域の課題ごとに住民自らが取り組む事業を支援し、地域生活環境の向上を図る。
		校区・集落支援事務事業 地域課題チャレンジ交付金	市	地域自らが自主的に取り組む生活環境の整備やコミュニティ基盤の整備、安全・防災対策、地域の魅力伝承等の事業に対し、その費用等を支援し、地域の振興を図る。
		地域おこし協力隊パートナー事業 地域おこしのための人材雇用	市	地域おこし協力隊に、地域おこし活動の支援に従事してもらい、併せてその定住・定着化を図りながら、地域の維持活性に貢献してもらおう。
		市町村振興助成金交付事業	市	各校区で実施しているワークショップで出た意見や課題をもとに、課題解決に取り組んでいく。
	(3) その他	小さな拠点づくり整備事業 計画策定、連絡体系整備、拠点整備	市	

11 地域文化の振興等

(1) 芸術文化・文化財保護の充実

① 現況と問題点

文化協会や各種グループを中心とした自主的な文化活動が続けられていますが、活動の拠点となる場所が少なく、また、離島という制約のもとで、優れた芸術文化を鑑賞する機会が乏しい状況にあります。文化施設としての市民会館については、改修を実施し、機能の向上を図りましたが、一流のコンサート等舞台芸術が招聘できにくい現状です。

また、これまで長年にわたって引き継がれてきた地域の伝統文化や郷土芸能は、少子高齢化や、担い手となる若者の減少により、消滅の危機に直面しています。現在、伝承が継続されている活動を中心に、毎年発表に向けた支援を行っており、今後も地域の文化を未来へつなぐ取り組みの充実が重要となっています。さらに、発表の機会が限られている活動についても、地域と連携しながら再開や振興に向けた機運を高めていく必要があります。こうした伝統文化の持続には、単なる支援にとどまらず、地域ぐるみでの仕組みづくりや若年層への働きかけが喫緊の課題となっています。

市内の歴史・文化の発信拠点である種子島開発総合センター（鉄砲館）は、開館から40年以上が経過し、施設や設備の経年劣化が進んでいます。これまで、さまざまな企画展の開催やキッズコンシェルジュの取り組みなどを通じて、来館者の関心を喚起し、多様な層への利用促進に努めてきました。令和元（2019）年度後半以降は社会情勢の影響により入館者数に変動が見られましたが、今後も引き続き工夫を重ね、計画に基づいた施設の改修整備と来館促進に取り組むことが必要です。

また、令和6年12月20日には、文化庁に申請していた「西之表市文化財保存活用地域計画」が認定されました。これにより、文化財の保存・活用に向けた基本方針と具体的な取り組みに基づき、地域と連携した推進体制のもとで施策を展開していくこととなります。今後は、計画を着実に実行していくために、体制の整備を進めるとともに、継続的に取り組みを進めていく仕組みづくりが求められます。

「赤尾木城文化伝承館 月窓亭（種子島家住宅）」は、平成22（2010）年の一般公開以降、順調に活用されており、地域ならではのおもてなしが来館者から好評を得ています。現在は、建物のゆがみや経年劣化を踏まえた耐震対策改修工事を令和8年度までを目途に実施しており、安全性の確保とともに、施設の保存・活用を将来につなぐ取り組みが進められています。このほか、市指定文化財である「旧上妻家住宅主屋、旧上妻家住宅門」の公開に向けた整備や、上妻家に関する史料の活用も見込まれており、地域文化の発信力のさらなる向上が期待されます。

② その対策

(ア) 芸術・文化活動の推進

- ・優れた芸術文化の鑑賞機会の提供に努めます。
- ・伝統的または先端的な文化芸術を活用した振興策を検討していきます。
- ・文化団体の育成・指導、文化活動の支援を行います。

(イ) 歴史文化・文化財・伝統文化・郷土芸能の保存と活用

- ・郷土芸能の保存・伝承に努め、発表の場や観賞の機会を創出します。

- ・ 伝統文化にふれる機会をつくり、文化交流や観光振興、地域文化の醸成を図ります。
- ・ 「西之表市文化財保存活用地域計画」に基づき、地域との連携を図りながら、文化財の保存・活用に取り組みます。
- ・ 歴史や民俗、自然、行政史等をまとめた市史を活用して、ふるさとへの誇りと愛着、未来のまちづくりや教育等にいかず取組を展開していきます。

(ウ) 文化財保護の充実・活用

- ・ 未指定のものも含め、文化財の保存や活用を図ります。
- ・ 発掘調査によって出土した遺物の整理及び報告書の作成を行い、埋蔵文化財の普及啓発に取り組みます。
- ・ 種子島開発総合センター（鉄砲館）の機能向上に向けた改修整備を段階的に取り組みます。
- ・ 観光資源やまちづくり資源としての活用を検討します。

(2) 計画

事業計画を次のように定めます。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	種子島家住宅保存活用事業 保存・保護・活用	市	

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 地域文化振興系施設の管理に関する基本的な方針

施設を継続的に維持するため、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施するなど予防保全型の維持管理を実施し、ライフサイクルコストの縮減および整備・保全に関する財政負担の軽減化や平準化を図ります。また、指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者との連携を密に図り、効率的な維持管理・運営に努めます。

公共施設等の整備を行う場合は、公共施設等の管理に関する基本的な考え方に則って、公共施設等管理運用検討委員会において事前検証の上整備を行うものとします。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギー

① 現況と問題点

離島である本市においては、エネルギー面ではこれまでも化石燃料に頼っており、輸送費等も上乗せされた上で負担が増加し、島内の資金が島外へ流出しているのが現状です。

また、本市は全国で初めて太陽光発電の出力制御を受けた地域であり、再生可能エネルギーの接続可能量が少なく、接続可能量を超過する状況下では、導入が進まない状況にあります。

地域課題の解決手段及び地域内における資源循環の活性化における再生可能エネルギーの導入の効果は高く、単なるエネルギー問題だけではなく、まちづくりや交通、産業などさまざまな分野への相乗効果が見込まれます。

② その対策

太陽光や風力はもとより、森林やサトウキビなどの地域資源を活用した、化石燃料に頼らない循環型エネルギー社会の構築を目指し、再生可能エネルギーの導入の可能性について検討していきます。

また、電力の安定供給体制を維持しつつ、民間との連携拡大による分散型エネルギーの導入を推進します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 広域連携等による地域活力の向上

① 現況と問題点

人口減少・少子高齢化の進展、デジタル化の進展、気候変動問題、防災対策などさまざまな社会環境変化に直面し、今後の行政運営のあり方を見直す時期にきており、本市の特色ある資源を多面的、広域的に活用した施策が必要とされています。

行政の資源やノウハウ等に限られる中で、公共サービスに対する市民ニーズに的確かつ持続的・効果的に応えていくためにも広域的な連携やあらゆる主体との連携は欠かせません。

特に、本市の存する種子島においては中種子町及び南種子町との連携、さらには屋久島町との連携を研究する必要があります。現在、種子島屋久島振興協議会を中心として熊毛地域の課題等について共有を図りながら、その対策にあたっていますが、より具体的な取り組みについて検討を進めていく必要があります。高速船や航空機による離島航路、航空路の維持、島内交通の利便性の向上、今後のエネルギー政策等は特に重点的な課題といえます。

さらに、離島として共通の課題を抱える全国の離島の自治体との交流や連携、姉妹都市や友好都市との連携、鉄砲伝来の歴史に関係する日本ポルトガル協会など、鹿児島県域を超えた交流・連携を促進し、地域の活性化を図る必要があります。

② その対策

本市が抱える課題の解決や活性化のために共通の課題を抱える自治体やさまざまな知見を持つ団体、NPOと交流や連携を図り、地域の特色ある資源を活用して主体的な地域づくりを進めます。また、鹿児島県や種子島、屋久島の自治体、姉妹都市や友好都市とともに各地域間、世代間交流の活性化を図り、ネットワークの強化を図ります。

地域の魅力や優れた資源を効率的、効果的に発信するため、さまざまな主体や団体と連携し、交流拠点づくりを推進していきます。

(2) 市民活力の醸成

① 現況と問題点

本市においては、出生率は県平均や全国平均より高いものの、生産世代、特に若い世代の人口流出が顕著であります。この主な要因は、人口減少や社会環境の変化による既存産業の衰退や所得水準の低下により、雇用の場が失われていることにあります。また、過疎化、高齢化が進み地域に活気が無くなっており、従来、地域が担っていた「ひとづくり」「ものづくり」や「支えあい」「助け合い」などの機能が失われつつあります。

これらのことから、生産世代の流失を防ぎ人口減少に歯止めをかけるためにも、生活基盤の安定や雇用環境の充実、そして、子育て支援や地域づくりなど、暮らしやすい環境づくりが求められています。併せて、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、地域が持続できる多様性のある発展的な仕組みづくりを模索し、共生・協働による自発的な地域の再生が求められています。

② その対策

人口減少に伴って、市内における市場の縮小が引き続き見込まれることから、大都市、海外

を含め、地域外市場に広く地元産品等売り出して、売上を拡大していくと同時に、観光交流の拡大を通じて人を呼び込み、消費を拡大していく必要があります。

また、高くても売れる利益幅の大きな商品やサービスを生み出すことを目的に、本市にしかないという地域性や希少性を活かした地域ブランドの育成が必要となります。

さらに、労働力の減少を緩やかにするために、高齢者、女性などが働きやすい環境づくりも必要と思われます。労働力の底上げという観点からは、働く女性の子育て支援、子育てサークル活動の支援、父親の育児参加の促進などへの取組も大切となります。

人口減少が本格化するなかで、市民所得を伸ばすために、市民所得と連動する市内総生産を拡大し、経済成長率を伸ばしていく必要があります。

これら目的達成のために他の施策との連動が図れる仕組みの構築を検討します。

添付資料

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	定住促進事業	市	移住者及び定住者の増加が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		空き家バンク事業	市	空き家の利活用、移住者及び定住者の増加が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		高等教育機関等活用事業	市	人材育成の強化、島外への人材流出の抑制が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		西之表市人材確保対策事業（交通、医療、障がい福祉、保育士・幼稚園教諭等、介護、林業、農業、漁業、商工業）	市	人材の確保及び定着が図られ、その効果は将来に及ぶ。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化	農業人材力強化総合支援事業（新規就農者定着促進補助金）	任意団体	農家の担い手の確保及び育成が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		林業就労改善推進事業	林業事業体	林業就労環境の改善が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		多面的機能支払交付金事業	任意団体	農業農村の有する多面的機能の維持・発揮が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		中心市街地活性化事業	市	中心市街地・商店街の活性化が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		皆とまち再生支援事業	市	中心市街地の活性化が図られ、その効果は将来に及ぶ。

2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	グリーン・ツーリズム推進事業	市	農山漁村宿泊体験受入のための環境整備が図られ、その効果は将来に及ぶ。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	航路航空路運賃低廉化事業 (有人国境離島法)	市	住民の航路・航空路運賃の低廉化が図られ、その効果は将来に及ぶ。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	環境衛生事業	衛生 自治会	きれいな地域づくりが図られ、その効果は将来に及ぶ。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	子ども医療費給付事業	市	子育て世代の負担軽減及び子どもの健やかな成長が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		子ども家庭総合支援拠点運営事業	市	全ての子どもやその家庭、妊産婦への支援が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		一時預かり事業 一次保育	市	保護者の育児負担の軽減が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		放課後児童健全育成事業 児童クラブ設置	市	児童の健全育成と保護者支援が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		高齢者等配食サービス事業	市	高齢者や障がい者の食生活の改善と孤独感の解消が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		老人クラブ育成事業 補助金	市	明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上が図られ、その効果は将来に及ぶ。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障害者福祉	在宅高齢者等自立支援事業	市	在宅での介護サービスの充実が図られ、その効果は将来に及ぶ。
	その他	生活困窮者自立支援事業 包括的な支援	市	生活困窮者の自立支援につながり、その効果は将来に及ぶ。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校給食費無償化事業	市	保護者の経済的負担の軽減が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		修学旅行費助成事業 修学旅行費の補助	市	公平な義務教育の享受につながり、その効果は将来に及ぶ。
		特認通学制度利用児童通学費補助事業	市	小規模校特別認可校に通学する児童の通学費負担の軽減が図られ、その効果は将来に及ぶ。
	高等学校	「種子島しおさい留学」里親補助金交付事業	市	教育活動の充実及び地域の活性化が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		高等学校魅力化支援事業	市	高校の魅力発信や環境整備を行うことで進学促進が図られ、その効果は将来に及ぶ。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	校区・集落支援事務事業 地域維持活性化交付金	市	地域及び市全体の活性化が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		校区・集落支援事務事業 地域課題チャレンジ交付金	市	生活環境やコミュニティ基盤の整備等が図られ、その効果は将来に及ぶ。
		地域おこし協力隊パートナー事業	市	地域の維持・活性化が図られ、その効果は将来に及ぶ。

9 集落の整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別事業 集落整備	市町村振興助成金交付事業	市	各校区の課題解決が 図られ、その効果は 将来に及ぶ。
---------	-------------------------------	--------------	---	----------------------------------